

**第4次北九州市男女共同参画基本計画
令和5年度実施状況報告書**

北九州市

はじめに

北九州市では、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例（平成14年3月制定）」を具体化するため、平成16年より「北九州市男女共同参画基本計画（第1次～第3次）」を5年毎に策定し、令和元年6月に「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

第4次基本計画では、第3次基本計画の目指す姿「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぐとともに、第3次基本計画の取組状況や課題等を踏まえ、5つの「柱」と14の「施策の方向性」を定め、具体的な施策を進めています。

その結果、令和4年に実施した「北九州市男女共同参画社会に関する調査」では、性別による固定的役割分担意識に否定的な考えを持つ人が約8割となり、全国調査の結果より高く、性別による役割分担意識は薄れています。また、市役所における女性管理職比率は16.6%となり、目標の15%を1年前倒しで達成するなど、市役所における男女共同参画社会は着実に進展しています。

しかしながら、女性の様々な分野への参画や就労、仕事と生活の調和、市民の男女平等達成感、配偶者等からの暴力などにおいて、様々な課題が残っています。

本書は、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」の令和4年度の実施状況について、主な取組を中心に、北九州市男女共同参画審議会の意見を付してとりまとめたものです。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層推進してまいります。本書を、男女共同参画の視点を取り入れた事業を展開するための一助として活用するとともに、市民や事業者の皆様にとって、男女共同参画社会の形成の推進についてご理解を深めていただく資料となれば幸いです。

今後とも皆様のご理解・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

北九州市

目 次

1 基本計画の概要

■ 第4次北九州市男女共同参画基本計画の概要・計画で目指す姿・計画の柱	2
■ 計画の体系	3

2 数値目標等の進捗状況・基本計画の実施状況（概要）・審議会意見

3 基本計画に掲げる施策の実施状況（令和5年度）

柱I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大	18
施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大	20

柱II 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就業・起業支援	22
施策の方向 2 企業における女性活躍の推進	24

柱III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現	26
施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実	29

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進	34
施策の方向 2 男性にとっての男女共同参画の推進	37
施策の方向 3 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進	39
施策の方向 4 防災における男女共同参画の推進	43

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援	44
施策の方向 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止	52
施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援	54
施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援	58

《資料》

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例	62
第12期北九州市男女共同参画審議会委員名簿	66

基本計画の概要

第4次北九州市男女共同参画基本計画の概要

本市では、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野と共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

令和元年6月、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」に基づき、令和元年度から令和5年度までを計画期間とする「第4次北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本市の一層の男女共同参画社会の推進のため、市民や市民団体、企業など連携・協働しながら、施策の推進に取り組んでいきます。

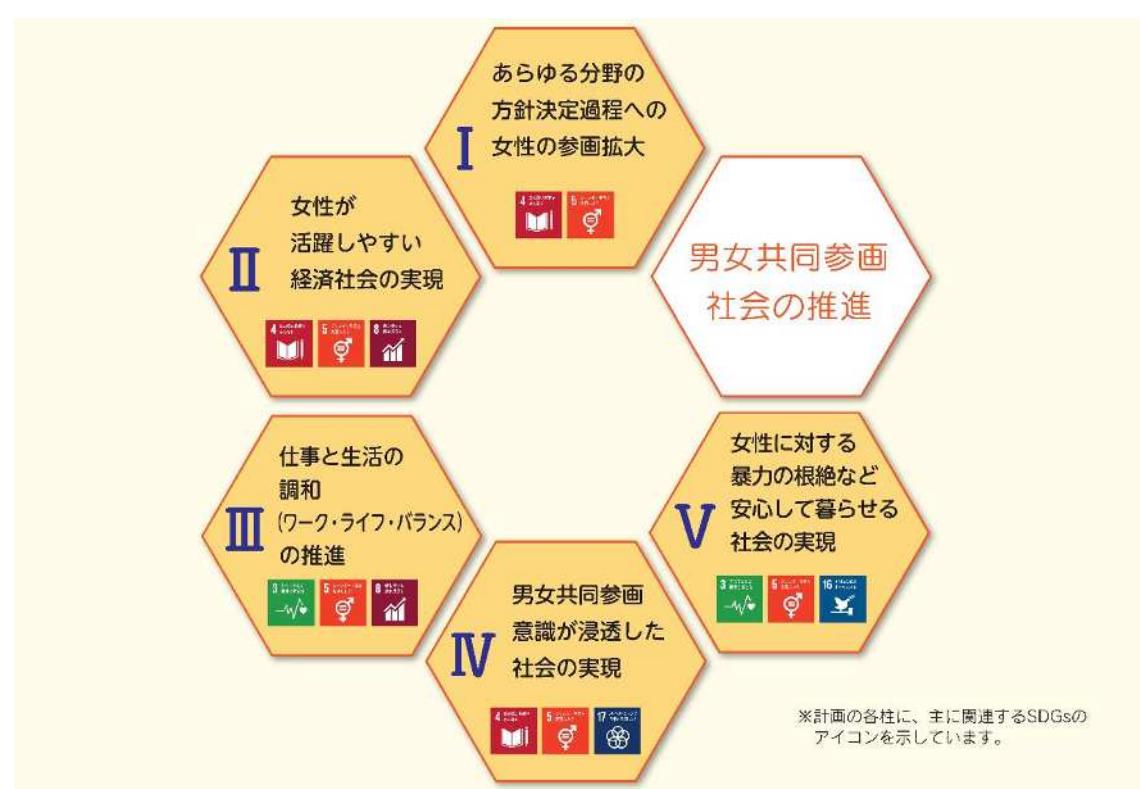
計画で目指す姿

第4次基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的施策の体系をまとめたものです。

市条例の基本理念に従い、男女の人権が尊重され、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野と共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことができる社会の実現を目指しています。

また、第4次基本計画の副題については、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組むことや基本計画の継続性などを踏まえ、第3次基本計画の「女性がいきいきと活躍できるまちを目指して」を引き継ぎます。

計画の柱



計画の体系

女性活躍 =女性活躍推進計画
DV対策 =第3次DV対策基本計画



※計画の各柱に主に関連するSDGsのアイコンを示しています。

**数値目標等の進捗状況
基本計画の実施状況（概要）
審議会意見**

第4次北九州市男女共同参画基本計画は、市条例に基づき、本市の男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の方向を定め、本市の現状と課題を踏まえた具体的な施策の体系をまとめたものである。

令和5年度は第4次基本計画の最終年度にあたり、前年度に引き続き女性がいきいきと活躍できるまちを目指し、様々な分野への女性の参画に引き続き取り組んだ。

柱 I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
I	1	市役所における女性役職者(係長以上) 比率(消防職員、教職員を除く)	17.6%	23.8%	23%
	2	市役所における女性管理職(課長級以上) 比率(消防職員、教職員を除く)	13.6%	17.8%	15%
	3	市立学校等における管理職に占める女 性の比率(校長、副校長、教頭、園長)	19.4%	27.0%	25%
	4	市付属機関等における女性の比率 (市付属機関等には市政運営上の会合 を含む)	53.0%	51.7%	※1 50%以上

※1 付属機関等ごとに男女比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す。

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
I	5	自治会における女性の比率 ① 区自治総連合会長 ② 区自治総連合副会長 ③ 自治区会長 ④ 自治区副会長 ⑤ 町内会長	① 14.3% ② 5.3% ③ 4.9% ④ 12.9% ⑤ 16.6%	① 14.3% ② 0.0% ③ 3.4% ④ 14.7% ⑤ 19.5%
	6	校区まちづくり協議会会長における女性の比率	2.9%	6.6%
	7	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女 性の比率	15.0%	18.3%

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

- ・「北九州イクボス同盟」等において、ホームページ等で女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介や階層別研修会を実施し、経営者・管理職の意識改革に繋げた。【11101】
- ・子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等を表彰し、その取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図った。【11103】
- ・北九州市内の事業所における女性の活躍推進に関する取り組み状況等を把握するための実態調査を行った。今回初めて健康経営や旧姓使用の制度に関する調査も行い、市内事業所の女性活躍推進に係る実態を幅広く把握することができた。【11104】
- ・働く女性のスキルアップとネットワークづくりを応援するためのステップアップ講座を開催し、各回定員を超える申込があった。また、ステップアップ講座修了生の企業向けのネットワーク形成に効果を上げた。【11201】
- ・これまでの「女性リーダー国内研修」を見直し、令和5年度から「地域における女性リーダー育成セミナー」に名称を変更、それに併せて内容も刷新した。「既にリーダーとしての勉強をしている人の中で選ばれた人だけ参加できる研修」ではなく、これからリーダーとして活躍していく人材を育成することを目的として、応募条件や人数制限なく誰でも受講できる研修とした。【11202】

施策の方向2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

- ・市職員の能力開発・キャリア形成支援を目的とした研修を実施したほか、各役職段階でのマネジメント能力等の向上のため、新任課長を対象としたイクボス研修、新任係長を対象としたブレイクボス研修を実施し、市役所における女性管理職(課長級以上)比率は17.8%となり、「令和5年度までに15%」との目標を上回った。【12201】
- ・市立学校において、業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現することで、性別を問わない管理職登用を推進し、校長職の女性比率は19.4%から27.0%に大幅に増加した。【12204】

【今後の課題・取組】

- ・「北九州イクボス同盟」等において、研修会等を通して企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、令和2年度に作成したeラーニング動画の有効活用を図る。【11101】
- ・ワーク・ライフ・バランス推進及び女性活躍推進に取り組む企業・個人等の表彰について、時代に即した表彰となるよう評価項目等について見直しを行っていく。【11101】
- ・女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の支援にあたっては、企業のニーズを踏まえ、効率的な事業実施やPRを検討していく。【11102】
- ・地域における方針決定過程への女性の参画を拡大するために、これからリーダーとして活躍していく人材など、育成の対象を拡大していく。【11202】
- ・市付属機関等における女性の比率については50%以上を維持し、すべての付属機関等の女性委員の比率が50%となることを目指していく。【12101】

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
Ⅱ	8	25～44歳の女性就業率	70% (平成27年)	79.8% (令和4年)	73%
	9	イクボス同盟加盟企業数	108社 (平成30年12月)	315社 (令和6年3月)	300社

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
Ⅱ	10	事業所の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	11.2% (平成26年度)	14.1% ※1 (令和5年度)
	11	雇用形態(①正社員②パート・臨時雇)における男女別割合	(女性)① 49.4% ② 50.4% (男性)① 74.0% ② 24.9% (平成31年1月)	(女性)① 36.2% ② 62.8% (男性)① 76.8% ② 21.4% (令和6年1月)
	12	職場での男女平等達成感	17.8% (平成29年度)	21.2% (令和4年度)

※1 調査対象変更あり(平成26年度:30人以上の事業所→令和2年度:50人以上の事業所)

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 女性の就業・起業支援

- ・女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」をマザーズハローワーク(国)、子育て女性就職支援センター(県)と緊密に連携して運営した。【21101】
- ・創業前から創業後10年程度までの女性創業者の知識習得や課題解決を行い、また、女性創業者のネットワーク形成を支援した。【21201】
- ・「男女共同参画センター」において、ジェンダーの視点に立ち、臨床心理士やキャリアカウンセラー、男性相談員等による専門的立場から相談に応じ、相談件数は増加傾向にある。【21303】

施策の方向2 企業における女性活躍の推進

- ・「北九州イクボス同盟」等においてホームページ等での先進事例の紹介や階層別研修会を開催し、経営者や管理職の意識改革に繋げた。【22201】
- ・市の業者登録や公共工事の入札(一部)において、子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進に関する積極的な取組を行った企業に対して工事の総合評価に加点するインセンティブを付与した。【22204】

【今後の課題・取組】

- ・「ウーマンワークカフェ北九州」において、未就業女性の掘り起こしを図り、自分らしい生き方やはたらき方を見つけ、新しい一步を踏み出せるよう後押しする。電話相談やオンライン相談は継続しつつ、新規利用者の来所に繋がるよう、市内の子育て支援施設等での出張ミニセミナーの実施回数を増やし、積極的な周知・広報を図る。【21301 1-2】
- ・北九州イクボス同盟の認知度の向上や企業PRの充実を図り、同盟の量的・質的拡大を図る。【22101】
- ・女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の支援にあたっては、企業のニーズを踏まえ、効率的な事業実施やPRを検討していく。【22202】

柱III 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
III	13	市役所における時間外勤務削減率	10.4%減 (平成26年度比)	全体:18.3%増 (平成30年度比)	10%以上減 (平成30年度比)
	14	市役所における男性職員の育児休業取得率	14.8% (平成30年3月)	71.0%	30%
	15	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育(夜間保育所を含む) ②休日保育 ③病児保育	① 154 箇所 ② 7 箇所 ③ 12 箇所 (平成30年度)	① 121 箇所 ② 7 箇所 ③ 13 箇所	① 令和元年度 同水準 ② 7 箇所 ③ 14 箇所 (令和6年度)

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
III	16	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉の認知度	68.4% (平成29年度)	76.8%
	17	市内企業等における社員の育児休業取得率	男性: 1.2% 女性: 87.1% (平成26年度)	男性: 36.3% 女性: 97.1% ※2
	18	市内企業等における週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 (年間就業日数 200 日以上の雇用者)	9.2% (平成29年度)	5.2% (令和4年度)
	19	6 歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	育児 1 時間 45 分 家事 45 分 (平成29年度)	育児 2 時間 12 分 家事 1 時間 22 分 (令和4年度)
	20	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	① 16,119 人 ② 572 人 ③ 1,872 人 ④ 8,907 人 (平成30年度)	① 8,221 人※3 ② 456 人 ③ 1,889 人 ④ 13,221 人 ※3 こども園含まず

※2 調査対象変更あり(平成26年度:30人以上の事業所→令和2年度:50人以上の事業所)

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

- ・ イクボス実践のノウハウを共有するため、部下がイクボス実践できている上司を推薦する市職員イクボス表彰受賞者の実践例等を女性活躍・ワークライフバランス応援サイトに掲載し、周知を図った。【31202】
- ・ 仕事と生活の双方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、イクボス研修を実施した。また、子どもが生まれる予定の男性職員と管理監督者との「パパ職員・イクボス面談」の実施を通じて、男性職員の育児参加を促進した。市役所における男性職員の育児休業取得率は 71.0%で、平均取得日数は 50.8 日と大幅に增加了。【31203】

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

- ・ 仕事の都合や子どもの軽い病気の時にボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎などを行っており、会員数、活動回数が前年度より増加した。【32104】
- ・ 乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行った。【32109】
- ・ 就労を希望する障害のある人が、可能な限り様々な場において就労の機会が得られるよう、「北九州障害者しごとサポートセンター」の就業支援ワーカーを1名増員し、職場訪問を行った結果、就職後1年経過時点の定着率の向上につなげることができた。(R4:72.9%→R5:89.9%)。【32309】

【今後の課題・取組】

- ・ 市役所における男性職員が育児や家事に参画することはマネジメント力の向上や多様な経験を通じて視野を広げることにつながる等、男性自身のキャリア形成等にも重要であることから、今後も継続して男性育休取得促進に向けた取組を実施する。【31203】
- ・ 市役所における男性職員が育児や介護等のライフスタイルの変化に応じて柔軟な働き方を選択し、いきいきと働きがいをもって活躍できる職場を目指すため、今後も継続して職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施する。【31205】
- ・ 複合的な問題(認知症、精神疾患、8050 問題等が重なった状態)を抱えている場合は、相談が長期化する傾向にある。適切な支援を行うため、関係機関との連携強化を図る必要がある。【32306】

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
IV	21	男女共同参画社会という言葉の認知度	69.7% (平成29年度)	78.4% (令和4年度)	80%

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
IV	22	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について肯定・否定の割合	(肯定) 26.7% (否定) 68.1% (平成29年度)	(肯定) 17.0% (否定) 77.8% (令和4年度)
	23	女性が職業を持つことの考え方についての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたら中斷した方がよい ③子どもができたら退職した方がよい	① 37.5% ② 51.5% ③ 3.6% (平成29年度)	① 51.9% ② 35.7% ③ 1.6% (令和4年度)
	24	社会全体における男女平等達成感	10.6% (平成29年度)	10.7% (令和4年度)

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進

- ・ 北九州市の男女共同参画社会に関する調査を実施した。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についての設問では、否定の割合が68.1%(平成29年度)から77.8%(令和4年度)となり、性別による役割分担意識が薄れてきた。【41109】
- ・ 地域や家庭、企業等における男女共同参画意識の浸透を目指して、地域、企業、女性団体等と連携しながら広報・啓発を推進した結果、「男女共同参画社会」という言葉の認知度は、69.7%(平成29年度)から78.4%(令和4年度)となり、言葉の浸透が進んだ。【41102】
- ・ 地域での「男女共同参画フォーラムin北九州」、「男女共同参画に関する広報啓発事業」、男女共同参画センターでの「ムーブフェスタ」は、いずれの事業も実施回数、参加人数が前年度より増加した。【41201～41203】
- ・ 人権啓発事業において、人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」特設ホームページにアーカイブ機能を設け、シナリオを公開するとともに、放送されたラジオ番組をYouTubeで配信し、啓発の促進をした。【41105】

施策の方向2 男性にとっての男女共同参画の推進

- ・ 男女共同参画センターにて男性臨床心理士による「男性のための電話相談」を実施した。件数は昨年度の96件から126件に増加し、年々増加している。【42103】
- ・ 男女共同参画センター等において、性別による固定的役割分担意識にとらわれずに、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象とした講座を実施した。【42202】

施策の方向3 子どものころからの男女共同参画の理解の促進

- ・ 全ての小中学校において、男女共同参画についてわかりやすくまとめた副読本「レツツ」(小学校用)、「ひびき愛」(中学校用)の作成及び活用を図った。【43102】
- ・ 市内の大学生を対象に、卒業後の進路や働き方を決めるにあたって役に立つ情報の提供と性別にとらわれずに自分の生き方・働き方を考えるきっかけとなる出前講座「キャリア形成プログラム」を対面とオンライン方式により実施し、理解度・満足度ともに高い評価を得た。【43202】
- ・ 若年層向け啓発冊子「未来をひらくあなたに」を出前講演等で配布し、アンコンシャス・バイアスの解消につなげた。【43205】

施策の方向4 防災における男女共同参画の推進

- ・ 安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した取組について、出前講演を実施した。【44103】

【今後の課題・取組】

- ・ 女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援するにあたり、企業のニーズを踏まえ、効率的な実施や効果的なPRを検討していく。【42101】
- ・ 男性の男女共同参画に対する理解の促進や固定的役割分担意識の解消につなげるため、男性の家事や介護への参加を促す講座などの充実に努める。【42202】
- ・ 引き続き、女性や子育て世代に配慮した備蓄物資の充実強化等を推進する。【44104】

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心な生活の推進

数値目標

柱	No.	項目	数値		
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
V	25	夫婦間における「①平手で打つ」「②殴るふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	① 71.1% ② 68.3% (平成29年度)	① 76.8% ② 78.5% (令和4年度)	① 80% ② 80%

モニタリング指標

柱	No.	項目	数値	
			当初 (平成30年度)	現状 (令和5年度)
V	26	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 ①配偶者暴力相談支援センター ②各区子ども・家庭相談コーナー ③男女共同参画センター・ムーブ	① 9.4% ② 27.1% ③ 14.9% (平成29年度)	① 8.5% ② 27.7% ③ 14.1% (令和4年度)
	27	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	(女性) ① 22.2% ② 39.1% ③ 12.2% ④ 6.0% (男性) ① 11.4% ② 20.8% ③ 2.1% ④ 1.0% (平成29年度)	(女性) ① 19.9% ② 38.8% ③ 12.6% ④ 7.1% (男性) ① 12.5% ② 21.0% ③ 1.3% ④ 0.8% (令和4年度)
	28	10代の人工妊娠中絶率 (15~19歳の女性人口千人対)	11.5% (平成28年)	6.1% (令和3年)
	29	生活習慣病予防のための特定健診受診率 (北九州市国民健康保険加入者)	36.1% (平成29年度)	35.2% (令和4年度)

【令和5年度の主な取組と成果】

施策の方向1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

- ・ 11月の内閣府「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に男女共同参画センターで「女性への暴力ゼロ特別講座」の開催や「女性への暴力ゼロホットライン」を設置した。新たにインターネット広告を導入して広報活動を実施した。【51103】
- ・ 北九州市DV対策関係機関連絡会議において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関と情報を共有し、緊密な連携を図った。【51410】

施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

- ・ 男女共同参画センターにおいて、希望する企業に、講師を派遣するハラスメント講座を12件(1,287人)実施した。【52101】

施策の方向3 生涯を通じた女性の健康支援

- ・ 産後4か月までの家庭訪問時に、産後うつなどを早期に発見するため質問票を用いるとともに、子育ての孤立化を防ぎ、地域の見守り体制を充実していくために医療機関と行政が連携して対応した。【53205】
- ・ 男女共同参画センターにおいて、日常生活の中で心と身体の健康の維持増進につながるような知識・技術の習得の機会を提供するリプロダクティブ・ヘルス/ライツ講座を開催し、高い満足度水準を維持した。【53301】

施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

- ・ ひとり親家庭等を支援するため、「母子・父子福祉センター」において、相談事業や自立促進のための講座を実施し、ひとり親家庭等の生活安定、福祉の向上に努めた。【54103】
- ・ 性的少数者の生き方を後押しするため、「パートナーシップ宣誓制度」により、宣誓した当事者に対し「パートナーシップ宣誓書受領証」を13件交付した(前年度比3件増)。【54201】

【今後の課題・取組】

- ・ 養育支援訪問事業は、令和6年度よりヤングケアラー支援事業と統合し、子育て世帯訪問事業として必要な家事・育児支援を実施した。【53201】
- ・ デートDV防止に取り組む団体と協力してデートDV予防教室を実施し、若年層に対するデートDV予防の広報啓発に努める。【43301】
- ・ 各区子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに関するあらゆる相談に対し、引き続き関係機関と連携しながら、相談者一人ひとりの不安や負担感の軽減を図る。【51202・51206・51207】
- ・ 男女共同参画センター等の窓口相談員が研修会や連絡会議に参加し幅広い知識の修得を図る。
- ・ 母子・父子福祉センターで開催した講座等の受講者アンケートより、より周囲の実際の声を吸い上げ、更に良い講座内容の実施を検討する。【54103】

【審議会委員からの意見】

① 男女平等達成感について

- ・ 数値目標である、「社会全体の男女平等達成感」は男女で認識の差がある(男性の方が、「平等を達成している」という意識が高い)ので、その差を示すためにも男女別に示してほしい。

② 女性の働く環境について

- ・ 企業における女性の活躍について、第4次基本計画の期間は、コロナの影響もあって労働環境が大きく変化した時期であった。
- ・ テレワークの推進を始めとした働き方改革が進み、大企業では女性の社会進出の枠も広がった。今後は、中小企業や建設業、運輸業などにどう広がりを見せていくかが課題。
- ・ 中小企業の、特に経営者層に分かりやすいようなPR、例えば制度を整備して男女共同 参画を進めることが、自社のリクルートに有利になるといったようなきっかけづくりや、制度整備に悩んでいる企業があれば、それがアドバイスできるような専門家が派遣できる制度など、分かりやすい制度をPRする必要がある。
- ・ 今後は中小企業に対して、いかに女性のパワーを活用していくかという方策を展開していくことが重要である。企業と行政とが一緒に連携して進めることを期待する。
- ・ 再就職を目指す女性に対する支援は、年齢に関係なく重要である。
- ・ 女性の自立を考える上で、起業・創業した女性への伴走型支援が重要である。起業・創業した後の年収の調査なども必要となってくる。
- ・ 中小企業における女性活躍について、いち早く取り組まれている建設業等も見受けられる。女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進表彰などを活用して、がんばっている企業を広く周知・PRして、「我が社も取り組んでみたい」「ぜひ取り組むべきだ」という雰囲気を作っていくのも大切。
- ・ 中小企業の経営者層におけるアンコンシャスバイアス(無意識の偏見)を崩すことは大変難しく、なかなか進まない。繰り返し事例やデータを示すなどして、行政としても取り組みを進めてほしい。

③ 若者に対する周知方法について

- ・ 中小企業も女性活躍について頑張って取り組んでいる企業もあるが、その情報をどう若者、これから就職していく若者に、ポジティブな考えを与えるようにPRするかが重要。
- ・ 実際の働く現場の声を聞くことができないので、企業ががんばりをPRしていても、働く環境が実際はどうなのか、PRを信じていいのか分からぬ。インターネットで簡単に情報が入手でき、SNSでも就活に関する情報がたくさんあるが、どれを信じてよいか分からない。このような状況の中で、市が統計の資料などの情報を発信してくれたら安心感がある。
- ・ ワーク・ライフ・バランスがしっかり整っている大企業の満足度、また中小企業や起業の満足度などをまとめた統計資料やツールがあるとよい。そういった資料があると、選択肢を定めやすい。
- ・ 企業としては若者に安心して働いてもらうために、「えるぼし」「くるみん」などの認定制度を受ける企業もあるが、若者はそこを見ていらない。
- ・ 企業ががんばっているのに、それを知られていないというのは残念。高校や大学などで、市からそのような情報を提供するなどして、知っていただくことが大切。
- ・ 「えるぼし」「くるみん」などの認定制度について、厚生労働省のホームページにデータベースを載せているものがある。就活の時などに利用してほしい。国の制度ではあるが、北九州市でも周知してほしい。
- ・ 女性の活躍に関して、ロールモデルの存在が重要。例えば北九州で子育てしながら創業された方とか、一旦離職したけど今戻って働くとされている方とか、固い場ではなく、もう少しフリーな場で本当の声を聞く場があると、ミスマッチがなくなる。
- ・ 今の大学生はツールアプリや情報アプリを共有しあい、活用している。そういうアプリを市が作ることができるのならば、大学生がすぐに知ることができるし、それに関連した公式 SNSを作つていけば、若者への認知や信頼は広まったり、高まると思う。
- ・ LINE やXなどのSNSは、見たいと思うときにしか使わないので、学生にXが広まっているからとい

って毎回見ているとは限らない。

- ・若い方々への情報発信は、この審議会だけじゃなくて別の審議会でも問題になっている。北九州市はかなりいろんなことを一生懸命やっている割には、認知度が低いというのは昔からの悩みである。
- ・今までのやり方を継続している PR 方法の中で、これはあまり効果がないという意見のあるものはもう止めるということもあっていい。
- ・情報発信の仕方は、今日の会議での最大の課題だと思われる。ぜひ、若い方に聞きながら、今後の方策の検討をお願いしたい。若い方へも、北九州のがんばりが伝わる形に、発信の仕方を変えていってほしい。

④ ジェンダー平等啓発について

- ・どの世代においてもジェンダー平等の理解を深めていかなければならぬ。次の世代が暮らしていくためには、上の世代がまず理解しないと繋がらない。
- ・啓発事業はどうしても1回限りのものになっているので、なかなか理解が深まらない。
- ・若い方とお話をすると、それぞれの家庭によって随分考え方が違う。固定的役割分担意識がない家庭の方はそれが当たり前となっているが、そうでない場合は、アンコンシャス・バイアスが小さい頃から積み重なっていると感じる。
- ・ジェンダー平等を基調とした若い方向けのキャリア形成が重要である。(現在、大学生向けのキャリア形成教育を実施しているが)大学進学率は50%ほどなので、卒業したら就職をする高校生にもキャリア形成教育を進めたい。
- ・高校生向けのキャリア形成教育については、カリキュラムに余裕がないという問題がある。通常は時間を取っていただいて教室に行って、そこでプログラムを行うと考えがちだが、5分ぐらいの短い動画を作って空いている時間に見ていただくような工夫をするなど、考えを変える時期にきている。

⑤ DV 被害の防止対策について

- ・平成30年度から現在までを比較してみて、いわゆる行政の相談窓口の認知度、周知度というのが、あまり変わっていないことが非常に残念。
- ・DV 被害については、110番通報が多いものの、警察への相談に対する敷居が高い。区役所などの行政の窓口を気軽に利用できるということをもっと一般的に知っていただければ、相談も受けやすいし、犯罪や被害の予防にも繋がると思う。

第4次男女共同参画基本計画の数値目標・モニタリング指標の推移

柱	No.	項目	当初 (平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
I	1	市役所における女性役職者(係長以上)比率 (消防職員、教職員を除く)	17.6%	18.0%	19.6%	21.2%	22.6%	23.8%	23%
	2	市役所における女性管理職(課長級以上)比率 (消防職員、教職員を除く)	13.6%	13.2%	13.1%	14.5%	16.6%	17.8%	15%
	3	市立学校等における管理職に占める女性の比率(校長、副校長、教頭、園長)	19.4%	21.6%	23.0%	25.2%	24.9%	27.0%	25%
	4	市付属機関等における女性の比率(市付属機関等には市政運営上の会合を含む)	53.0%	52.5%	53.1%	53.3%	52.7%	51.7%	50%以上
	5	自治会における女性の比率 ① 区自治総連合会長 ② 区自治総連合副会長 ③ 自治区会長 ④ 自治区副会長 ⑤ 町内会長	① 14.3% ② 5.3% ③ 4.9% ④ 12.9% ⑤ 16.6%	① 14.3% ② 4.8% ③ 5.4% ④ 13.8% ⑤ 17.3%	① 14.3% ② 4.8% ③ 3.9% ④ 12.8% ⑤ 17.3%	① 14.3% ② 0.0% ③ 4.9% ④ 14.4% ⑤ 17.6%	① 14.3% ② 0.0% ③ 3.4% ④ 14.7% ⑤ 19.5%	モニタリング	モニタリング
	6	校区まちづくり協議会会长における女性の比率	2.9%	4.5%	5.2%	5.8%	6.5%	6.6%	モニタリング
	7	市立小・中・特別支援学校のPTA会長における女性の比率	15.0%	16.0%	16.5%	15.0%	15.0%	18.3%	モニタリング
	8	25～45歳の女性就業率	70.0% (平成27年)	70.0% (平成27年)	70.0% (平成27年)	75.5% (令和2年)	75.5% (令和2年)	79.8% (令和4年)	73%
II	9	イクボス同盟加盟企業数	108社 (平成30年12月)	154社 (令和2年3月)	181社 (令和3年3月)	222社 (令和4年3月)	286社 (令和5年3月)	315社 (令和6年3月)	300社
	10	事業所の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合 (平成26年度)	11.2%	—	14.2% ※1 (令和2年度)	14.2% ※1 (令和2年度)	14.2% ※1 (令和2年度)	14.1% ※1 (令和5年度)	モニタリング
	11	雇用形態(①正社員②パート・臨時雇)における男女別割合 (平成31年1月)	(女性)①49.4% ②50.4% (男性)①74.0% ②24.9%	(女性)①46.4% ②52.7% (男性)①70.8% ②26.9%	(女性)①50.8% ②48.8% (男性)①73.2% ②24.9%	(女性)①56.0% ②43.6% (男性)①77.5% ②20.8%	(女性)①59.7% ②39.8% (男性)①79.6% ②18.9%	(女性)①36.2% ②62.8% (男性)①76.8% ②21.4%	モニタリング
	12	職場での男女平等達成感	17.8% (平成29年度)	—	—	—	21.2% (令和4年度)	21.2% (令和4年度)	モニタリング
	13	市役所における時間外勤務削減率	10.4%減 (平成26年度比)	1.4%増 (平成30年度比)	7.0%減 (平成30年度比)	13.6%増 (平成30年度比)	13.2%増 (平成30年度比)	18.3%増 (平成30年度比)	10%以上減 (平成30年度比)
III	14	市役所における男性職員の育児休業取得率 (平成30年3月)	14.8%	28.7%	42.7%	60.3%	60.3%	71.0%	30%
	15	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育(夜間保育所を含む) ②休日保育 ③病児保育	① 154箇所 ② 7箇所 ③ 12箇所	① 153箇所 ② 7箇所 ③ 12箇所	① 148箇所 ② 7箇所 ③ 13箇所	① 137箇所 ② 7箇所 ③ 13箇所	① 125箇所 ② 7箇所 ③ 13箇所	① 121箇所 ② 7箇所 ③ 14箇所	① 令和元年度同水準 ② 7箇所 ③ 14箇所
	16	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) という言葉の認知度 (平成29年度)	68.4%	—	—	—	76.8% (令和4年度)	—	モニタリング
	17	市内企業等における社員の育児休業取得率 (平成26年度)	男性: 1.2% 女性: 87.1%	—	男性: 12.6% 女性: 93.4% (令和2年度) ※2	男性: 12.6% 女性: 93.4% (令和2年度) ※2	男性: 12.6% 女性: 93.4% (令和2年度) ※2	男性: 36.3% 女性: 97.1% (令和5年度) ※2	モニタリング
	18	市内企業等における週労働時間60時間以上の雇用者の割合(年間就業日数200日以上の雇用者) (平成29年度)	9.2%	—	—	—	5.2% (令和4年度)	—	モニタリング
	19	6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間 (平成29年度)	育児1時間45分 家事 45分	—	—	—	育児2時間12分 家事1時間22分 (令和4年度)	—	モニタリング
	20	多様な保育の受入児童数 ①延長保育 ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	① 16,119人 ② 572人 ③ 1,872人 ④ 8,907人	① 15,029人 ② 578人 ③ 2,084人 ④ 9,029人	① 13,554人 ② 539人 ③ 1,484人 ④ 3,595人	① 10,155人 ② 542人 ③ 1,739人 ④ 5,908人	① 8,394人 ※3 ② 497人 ③ 1,866人 ④ 6,896人	① 8,221人 ※3 ② 456人 ③ 1,889人 ④ 13,221人	モニタリング

第4次男女共同参画基本計画の数値目標・モニタリング指標の推移

柱	No.	項目	当初 (平成30年度)	(令和元年度)	(令和2年度)	(令和3年度)	(令和4年度)	現状 (令和5年度)	目標 (令和5年度)
IV	21	男女共同参画社会という言葉の認知度	69.7% (平成29年度)	—	—	—	78.4% (令和4年度)	—	80%
	22	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について肯定・否定の割合	(肯定) 26.7% (否定) 68.1% (平成29年度)	—	—	—	(肯定) 17.0% (否定) 77.8% (令和4年度)	—	モニタリング
	23	女性が職業を持つことの考え方についての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたら中断した方がよい ③子どもができたら退職した方がよい	① 37.5% ② 51.5% ③ 3.6% (平成29年度)	—	—	—	① 51.9% ② 35.7% ③ 1.6% (令和4年度)	—	モニタリング
	24	社会全体における男女平等達成感	10.6% (平成29年度)	—	—	—	10.7% (令和4年度)	—	モニタリング
V	25	夫婦間における「①平手で打つ」「②殴るふりをしておどす」について暴力と認識する人の割合	① 71.1% ② 68.3% (平成29年度)	—	—	—	① 76.8% ② 78.5% (令和4年度)	—	① 80% ② 80%
	26	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 ①配偶者暴力相談支援センター ②各区子ども・家庭相談コーナー ③男女共同参画センター・ムーブ	① 9.4% ② 27.1% ③ 14.9% (平成29年度)	—	—	—	① 8.5% ② 27.7% ③ 14.1% (令和4年度)	—	モニタリング
	27	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	(女性) ① 22.2% ② 39.1% ③ 12.2% ④ 6.0% (男性) ① 11.4% ② 20.8% ③ 2.1% ④ 1.0% (平成29年度)	—	—	—	(女性) ① 19.9% ② 38.8% ③ 12.6% ④ 7.1% (男性) ① 12.5% ② 21.0% ③ 1.3% ④ 0.8% (令和4年度)	—	モニタリング
	28	10代の人工妊娠中絶率 (15~19歳の女性人口千人対)	11.5% (平成28年)	11.40% (平成29年)	7.6% (令和元年)	7.6% (令和元年)	7.2% (令和2年)	6.1% (令和3年)	モニタリング
	29	生活習慣病予防のための特定健診受診率 (北九州市国民健康保険加入者)	36.1% (平成29年度)	36.6% (平成30年度)	34.2% (令和元年度)	33.5% (令和2年度)	34.2% (令和3年度)	35.2% (令和4年度)	モニタリング

基本計画に掲げている 施策の実施状況

■実施状況表について

柱 I あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 1 企業・地域等の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (1) 企業、地域等における女性の参画拡大についての意識改革

No.	取組内容	NO.	事業・取組概要	実施内容						進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
11101	■「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	1										

男女共同参画基本計画の具体的施策の内容を記載

基本計画の内容に対する事業・取組内容の概要を記載

基本計画の内容に対する事業の実施内容及び令和元～5年度の実施状況について記載

実施状況を踏まえた今後の取組や、取組にあたっての課題等について記載

R5年度の進捗状況について記載
A: 予定どおり実施した
B: 概ね予定どおり実施した。
C: 実施したが、見直し検討が必要
D: 準備中、検討中
E: 未実施

柱1 あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 1 企業・地域等における女性の参画拡大

具体的政策 (1) 企業・地域等における女性の参画拡大についての意識改革

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
11101	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。	1	「北九州イクボス同盟」における先進事例の紹介等 ①北九州イクボス同盟における先進事例の紹介等 ②北九州イクボス同盟における研修会等の実施 ③北九州市女性活躍・ワーク・ラバランストラットウェブサイトでの取組を広くPRすること、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。	①1回 ②2回 ③3社	①12回 ②2回 ③6社・者	①12回 ②2回 ③5社	①9回 ②2回 ③3社	①5回 ②2回 ③4社	A
11102	企業等の事業者に対し、女性管理職に関する積極的改善措置（ポジティヴ・アクション）を周知するため、出前セミナー等を実施します。	2	これから女性活躍に取り組む企業を対象とした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に發揮し、仕事と生活（育児・介護等）の両立ができる環境づくりや、多様な働きかたの実現のため、女性活躍やワーク・ラバランストラットウェブサイトでの取組を実施するなど、女性活躍やアドバイザー（社会保険労務士）の直接企業に派遣する企業の取組を支援する。	37回	19回	30回	26回	27回	A
11103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ラバランストラットウェブサイトなどで表彰される企業等を表彰します。	3	子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど、ワーク・ラバランストラットウェブサイトでその取組を広くPRすることで、その意義や必要性について、市民及び企業等の意識向上を図る。	4社・者	6社・者	5社	4社	A	総務市民局
11104	政策・方針決定過程の女性の参画状況など男女共同参画の情報をホームページなどで発信します。	4	平成26年度よりリムーブのホームページに掲載している「北九州市の男女共同参画統計データ集2014」(R2年度～「北九州市の男女共同参画統計データ集2020」)のデータについて、定期的に更新していく。報を提供していく。	追加データ数	114件	114件	17件	27件	A
11105	自治会等の地域における団体の女性参画率について、定期的に把握するとともに、女性の参画拡大のための広報啓発を実施します。	5	自治会や校舎や地区等の女性の参画率について毎年調査し、実施状況報告書等で公表する。	①区自治連合会会長 ②自治連合会（自治区・地区・校区会長） ③自治連合会（街内会長） ④校舎や地区会長 ⑤PTA会長 ⑥市民センター会長	①14.3% ②5.4% ③17.3% ④15.2% ⑤13.8% ⑥72.3%	①14.3% ②4.4% ③17.6% ④15.2% ⑤14.1% ⑥76.2%	①14.3% ②4.9% ③17.3% ④16.5% ⑤13.3% ⑥70.8%	①14.3% ②3.4% ③19.5% ④16.6% ⑤18.3% ⑥70.8%	A
11106	国・県・市が行う男女共同参画推進の功績に対する表彰制度を活用し地域に対する女性リーダーのロールモデルの情報発信します。	6	地域で活躍する女性リーダーのロールモデルの情報を発信するため、平成29年度に新設した北九州市表彰「男女共同参画功労部門」を継続していく。	北九州市表彰受賞者数 北九州市表彰「男女共同参画功労部門」を継続	8人	7人	6人	6人	A

柱1 あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 1 企業・地域等における女性リーダー育成の推進

具体的政策 (2) 企業・地域等における女性リーダー育成の推進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
1-1 11201	働く女性のスキルアップとネットワークづくりを応援するためのステップアップ講座を開催するほか、ステップアップ講座の修了生対象のフォローアップ講座を開催し、修了生のネットワークづくりや身近なロールモデルの発信等に取り組む。 働く女性や女性管理職等に対し、スキルアップやホットワークづくりを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。		就業継続支援・ステップアップ支援講座数・参加延べ人数 ①ムーブ・スチップアップ、お役立ち ②ディスクもじ(キャリアアップ) ③ディスクやはた(キャリアアッシュ) ④PC除く	①11講座 310人 ②5講座 1,089人 ③12講座 346人	①8講座 209人 ②1講座 159人 ③9講座 205人	①12講座 376人 ② - ③ -	①10講座 400人 ② - ③ -	①10講座 329人 ② - ③ -	B
1-2 11201	企業等の女性管理職や管理職に相当する女性社員のスキルアップ、ネットワーク形成を支援することにより、更なる女性活躍の推進を図る。		(R1～R2)女性管理職セミナー・参加企業数 (R3)女性管理職セミナー・キヤリアップセミナー参加延べ企業数 (R4)育成セミナー参加企業数	16社	18社	34社	29社	22社	A
2 11202	北九州市民力アップセミナー、「社会教育・生涯学習基礎講座」などの修了者で、地域での活動や取組に貢献したことを考える市内在住の女性を対象に、国立女性教育会館など先進事例の探察研修やその他の研修を実施する。生涯学習活動に必要な事務的知識や手法を学ぶことで質質向上を図り、研修生が地域のリーダー的な役割を担えるようになることを目指す。		①応募者数 ②研修生数 ③研修日数 ④報告会参加者数	①5人 ②5人 ③14日 ④約140人	①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	①13人 ②13人 ③13日 ④38人 ⑤30日 ⑥40人 ⑦内、オンライン視聴15人	①12人 ②11人 ③10日 ④53人 ⑤30日 ⑥40人 ⑦内、オンライン視聴15人	①12人 ②11人 ③20人 ④38人 ⑤30日 ⑥40人 ⑦内、オンライン視聴15人	A
3 11203	男女共同参画会議「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援をする。		男女共同参画フォーラム ①事務局 ②参加者数	①37回 ②9,056人	①0回 ②20人	①25回 ②1,304人	①29回 ②1,559人	①30回 ②1,792人	A
4 11204	男女共同参画社会の形成のため市内在住の女性団体連絡会議「北九州市女性団体連絡会議」のリーダー育成を支援します。 市内で活動している「北九州市婦人団体協議会」などの女性学習グループの入材育成を支援します。		市内で活動している女性学習グループの育成・支援(共催、事業計画の相談・助言、講師派遣などを実施する。 ・北九州市婦人団体協議会 ・北九州市婦人会連絡協議会 ・北九州市婦人教育研究会 ・北九州市婦人教育推進会	①機関紙発行回数 ②研修会回数	①年2回 14,000部 ②年3回 21,000部 ③年4回 14,000部 ④年1回 290人	①年2回 14,000部 ②年3回 116人 (うちコロナはコロナ) ③年4回 39人 ④年2回 124人	①年2回 14,000部 ②年3回 14,000部 ③年4回 1/72人	①年2回 14,000部 ②年3回 14,000部 ③年4回 1/39人 ④年2回 124人	B

柱1 あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (1) 市の付属機関及び市政運営上の会合への女性の参画促進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
12101	市の付属機関や市政運営上の会合における女性委員の登用を引き続き推進し、女性委員参画率を維持します。	1	市の政策・方針決定の場である市の付属機関等への女性参画向上に関する方針の取組を実施する。 ・市の付属機関等における女性委員の参画状況調査 ・女性登用に際して、女性人材の紹介やアドバイスの実施	女性委員参画状況(各年度7月1日時点、令和3年度は6月1日時点)	52.5%	53.1%	53.3%	52.7%	51.70%	A	今後も付属機関等の女性の参画率50%以上を維持し、すべての付属機関等の女性委員の参画率が50%となることを目指す。

柱1 あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向 2 市の方針決定過程への女性の参画拡大

具体的政策 (2) 市役所における女性職員の計画的な人材育成と登用の促進、職場風土の改革

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
12201	「北九州市職員女性活躍ワーカーライフバランス推進プログラム」(R1～5年度)に基づき、職員の能力開発、キャリア形成支援等のため、管理職を対象とした研修を実施したほか、各職段階でマネジメント能力等の向上のため、管理職を対象としたイクボス研修、役職者(係長級)の新任課長向けイクボス研修の実施を実施する。また、部下がイクボス実践ができる管理職を推薦する市職員イクボス表彰により、「層のイクボス実践を促し、多様な人材を活かし、組織と人の成長につなげる風土の更なる醸成を実現の実現に取り組みます。	1	①女性職員キャリア研修の実施及びサポート ②メンター研修の実施 ③新任課長向けイクボス研修 ④新任係長向けフレイクボス研修の実施 ⑤市職員イクボス表彰の実施	①5回 ②3回 ③1回 ④4回 ⑤8名	①4回 ②3回 ③1回 ④4回 ⑤12名	①4回 ②3回 ③1回 ④4回 ⑤17名	①5回 ②3回 ③1回 ④4回 ⑤5名	①なし ②なし ③なし ④なし ⑤なし	A	「系長としての資質や能力への不安」「仕事と家庭の両立不安」等の理由によることから、それらの不安を払拭をめらう傾向にあることから、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークランス推進プログラム」に基づき、女性職員の活躍推進に係る取組を実施する。
12202	部下のキャリア形成とワーク・ライフバランスの実現を応援するため、「イクボス」の取組を推進します。	2	①新任課長向けイクボス研修 ②イクボス実践例の紹介	①1回 ②8名	①1回 ②12名	①1回 ②17名	①1回 ②3回 ③4回	①なし ②なし ③なし	A	仕事と生活の双方を充実させた働きがいのある組織と職場環境のマネジメント力の向上が非常に重要であることから、今後も継続して「北九州市職員女性活躍・ワークランス推進プログラム」に基づき、イクボス実践を促す取組みを実施することも、立てば、ワーク・ランス制度等の効果的な活用を行う。
12203	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、校長会等での研修や、女性教職員への働きかけを実施します。	3	女性の校長・教頭・指導主事候補受験者数	54人	55人	48人	52人	52人	A	今後も校長会等への働きかけを継続的に実施する。
12204	市立学校における女性管理職比率を向上させるため、業務改善等を通じて誰もが働きやすい職場を実現するため、業務改善等を実現する。	4	市立学校等における管理職に占める女性比率	18.2%	20.9%	24.1%	24.7%	26.9%	A	在校等時間の正確な把握や、通信等において、働きやすい職場づくりの促進等を行うとともに、性別にどらわれない、教育委員会による管理職への積極的登用を行う。

柱Ⅱ 女性が活躍やすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就職・キャリアアップ支援

具体的政策 (1) 女性の再就職・キャリアアップ支援

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組(課題や見直し)	局名
				R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		
21101	「ウーマンワークカフェ北九州」を関係機関と連携しながら運営、女性の就職・キャリアアップ・起業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を開設	1	女性の就職・キャリアアップ・創業などをワンストップで支援する「ウーマンワークカフェ北九州」を開設	①14,332人 ②3,030人 ③891人 ④新規利用者 ⑤就職決定者	①8,975人 ②1,983人 ③579人 ④3617人	①8,840人 ②1,904人 ③490人 ④624人	①8,172人 ②1,797人 ③3617人	①8,023人 ②1,786人	A
21102	働く女性や女性管理職等に対し、スキルアップやネットワークを応援するための講座の開催や、身近なロールモデルの情報発信等を行います。(再掲)	2-1	No.11201-1の再掲						総務市民局
21103	「男女共同参画センター」等で女性の就業やキャリア形成及び再就職を支援するため、資格取得や就業継続支援の講座等を実施します。	3	No.11201-2の再掲						産業経済局
21104	働く意欲と行動を喚起するために、育児等で離職中の女性を対象として、就業支援、意識啓発プログラムや子育てイベントでの働き方の事例紹介等を行います。	4	未就業女性の就業への意識啓発、行動喚起のための再就職支援セミナーの実施や、子育てイベント等に参加し、就業の周知・啓発を行つ。						産業経済局
21105	再就職を目指す人のために、カウンセリングや個人情報を提供等を総合的に実施します。	5	市内の求職者等を対象に、適正診断や進路アドバイス等を行なうカウンセリング、再就職のために必要な能力開発講座、さらには民営企業説明会所等の職業紹介機能を活用した等の就業支援を総合的に行なう。						産業経済局
21106	保育士等の資格を持つているが保育士の體についてない人へを対象に、保育施設への再就職につなげるための研修会を実施します。	6	保育士等就職支援事業(保育士の資格もしくは看護師等の免許を持つていて、現在、保育士の職に就いていない人)准在保育士)を対象として保育施設への再就職に繋げるための研修会を実施						子ども家庭局
21107	保育士資格取得予定者等を対象に保育士等就職支援事業を実施し	7	保育士等就職支援事業(保育士資格取得見込の学生等を対象とした就職説明会を削除し、特機扶助の解消を図るため、保育士等の人材確保に取り組む。						子ども家庭局

柱Ⅱ 女性が活躍やすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就業・起業支援

具体的政策 (2) 女性起業家等の育成・支援

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					今後の取組(課題や見直し)	局名		
				R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度				
21201	女性の多様な働き方を支援するため、起業前女性を対象に開催するセミナーや先輩起業家との交流会を開催します。	1	創業前から創業間もない時期にある女性を対象にセミナーや先輩起業家との交流会を開催する。	女性創業支援事業セミナー－参加者数 ①(R1～R2)女性創業サポート事業 ②(R2)女性創業継続支援延べ参加者数 ③(R3・4)女性創業支援事業延べ参加者数 ※内 容は年度ごとに異なる。	①291人 ①217人 (250人)	③186名 ③91名	③218名	A	令和6年度は多様な働き方支援事業を実施し、長期的なキャリア形成に必要な知識が得られるエントリー講座の受講を通して、自分自身のキャリアの方向性を定め、それに合った在宅ワーク、起業などの各コースを提供し、多様な働き方の具体的なノウハウを学ぶ機会等を提供する。	産業経済局		
21202	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業から事業拡大までの一貫したきめ細かな支援を実施します。	2	情報通信機能を備えたオフィスとして、ベンチマークセンターの創出・育成を主な目的とした「北九州テレワークセンター」の管理運営を行った指揮業務。当該施設に入驻企業の経営支援等を実施。	施設の維持管理及び入驻企業に対する経営支援等を実施。	入驻企業への支援を実施	入驻企業への支援を実施	入驻企業への支援を実施	入驻企業への支援を実施	創業全般に開わる総合相談窓口を設置し、各支援機関と連携しながら、入居企業及び来館者(創業相談)への支援を実施する。	産業経済局		
21203	新たに事業を開始しようとする起業家や起業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催します。	3	新たに事業を開始しようとする起業家や起業後間もない企業に対し、経営に必要な能力を学ぶセミナーを開催する。	実践起業塾等のセミナー ①実施回数 ②参加者数	①4回 ②82人 (うち女性 17人)	①8回 ②159人 (うち女性 45人)	①6回 ②81人 (うち女性 22人)	①9回 ②133人 (うち女性 49人)	①8回 ②126人 (うち女性 72人)	B	他の創業支援機関と連携を図り、開業の準備段階から新規開業 安定成長に至るまで一貫した支援を行う。今後もPR強化を図るとともに、オンラインセミナーなどを実施する。	産業経済局
21204	起業など女性の多様な働き方を支援するため、起業時や起業間もない事業展開に必要な資金を融資する。	4	開業時や開業後5年未満の方の事業展開に必要な資金を融資し、中小企業の事業立ち上げから事業拡大期までの資金繰りを支援する。	①融資申込件数 ②貸出実績 ③貸出金額	①208件 ②180件 ③294件	①282件 ②167件 ③38件	①282件 ②224件 ③57件	①388件 ②268件 ③90件	①442件 ②344件 ③90件	B	女性の開業資金については融資申込件数・貸出実績・貸出金額いずれも前年度と比較してプラスとなり、取組に開いての問い合わせも多く、受講しやすいセミナーを行っていく。	産業経済局
21205	商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料等の一部を補助します。	5	・商店街の空き店舗へ出店する方に賃借料等の一部を補助する。(商業支援事業「店舗運営事業」) ・商店街・市場の組合が空き店舗をコミュニティ施設に活用する場合に賃借料の一部を補助する。(コミュニティ支援事業)	①商業支援事業：賃借料改裝費 ②商業支援事業：改装費 ③店舗運営事業 ④コミュニティ支援事業	①10件 ②8件 ③1件 ④1件	①19件 ②20件 ③0件 ④1件	①20件 ②20件 ③0件 ④1件	①20件 ②18件 ③0件 ④1件	①20件 ②12件 ③12件 ④0件	A	補助金の活用件数は高水準で推移しており、商店街での開業において重要な役割を果たしている。今後は、限られた予算の中により効果的に事業を推進するため、補助制度の見直しを検討する。	産業経済局
21206	農林水産業分野における女性の経営参画を促すため、家族経営協定の締結を促進します。	6	認定農業者が家族で申請を行う際、女性の農業参加の機会を確保し、共同経営者どなることを促すため、家族経営協定の締結促進を促す。	家族経営協定の件数	52件	63件	63件	62件	62件	B	今後も継続して、女性農業者の経営参画の機会を増やし、扱い手の確保へつなげていく。	産業経済局

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 1 女性の就業・起業支援

具体的政策 (3) 女性が働くことに関する相談機能の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					今後の取組（課題や見直し）	局名	
				項目	R1年度 ①90件 ②67件	R2年度 ①118件 ②40件	R3年度 ①125件 ②62件	R4年度 ①130件 ②56件			
21301	「ウーマンワークカフェ北九州等で、女性の就業に関する相談を実施します。	1-1	女性の人生設計の相談にキャラコンサルタントが応じる。	相談件数 ①電話相談 ②面接相談	①118件 ②40件	①125件 ②62件	①130件 ②56件	A	昨年と同じく、再就職の相談が多く寄せられた。今後も引き続きキャラコンサルタントによる相談及び支援を行う。	総務市民局	
		1-2	No.211101の再掲	No.211101の再掲						産業経済局	
21302	「若者ワークプラザ」で、就業に関する相談や職業紹介等を行い、若年者の就業の促進に取り組みます。	2	「若者ワークプラザ北九州」及び「若者ワークプラザ北九州・黒崎」において、就業相談やセミナー、職業紹介等の実施により、若年者の就業の促進に取り組む。	①利用者数 ②カウンセリング延べ利用件数 ③セミナー等受講者数 ④就職決定者数	①1,457人 ②1,486人 ③1,256人 ④200人	①1,541人 ②1,049人 ③858人 ④776人	①9,900人 ②10,848人 ③636人 ④931人	①9,284人 ②10,586人 ③805人 ④934人	A	引き続き、就業相談、各種就業関連情報の提供、セミナー及び職場体験、職業紹介等の実施による就業支援を行つ。	産業経済局
21303	「男女共同参画センター」で、性別による差別的な取扱いなどによる相談を実施します。	3	子育てや就労をはじめ、男女の心の問題や生き方、性別による差別的扱い、DVなどに関する人権侵害等の相談についてジェンダーの視点に立ち電話や面接相談に応じる。 臨床心理士やキャラコンサルタント、男性相談員を配置して、それでの専門的立場からも相談に応じる。	①こころと生き方の一般相談 ②性別による人権侵害等の相談 ③女性のための元気アップ相談 ④男性電話相談 ⑤弁護士による無料法律相談	①1,865件 ②1,024件 ③158件 ④89件 ⑤90件	①2,032件 ②84件 ③143件 ④78件 ⑤84件	①3,596件 ②140件 ③189件 ④187件 ⑤157件	①3,446件 ②90件 ③86件 ④126件 ⑤127件	A	R5年度の相談総件数は前年度並みで推移、急増していったDVに関する相談には、家庭や職場の人間関係であった。相談内容では、家庭や職場の人間関係に関する悩みが多くの寄せられた。今後も引き続き多様な相談事業を効果的に実施する。	総務市民局
21304	国や県の労働関係機関等と連携し、結婚や出産等で離職した人を対象に、再就職に向けての心構えや、実際の就職活動に役立つ知識を学ぶセミナー等を実施する。	4-1	国や県の労働関係機関等との連携により、労働に関する相談やセミナー等を実施します。	就職セミナーの実施回数・参加延べ人数 ①ムーブ ②レディスもじ ③レディスやはた	①3回 ②0回 ③0回 10人	①1回 3人 ②0回 ③0回 10人	①1回 10人 ②0人 ③0人	①1回 3人 ②0回 ③0回 10人	B	①介護事務受講者向けに県との共催で実施している就職サポートセミナーは1回開催できた。今後も引き続き労働関係機関と連携し、ニーズに合わせた事業を行い、就業支援につなげていく。 ②③レディスもし及レディスやはたは令和3年3月で閉館となり生涯学習センター一分館となつたため、該当事業は終了となつた。	総務市民局
		4-2	①労働相談 ②職場のパハラ・セクハラ相談会 ③労動トラブル相談会 ④解雇・雇止め集中相談会	①回数 ②相談者数 ③相談者数 ④相談者数	①48回 ②24人 ③10人 ④23人	①48回 ②10人 ③1人 ④13人	①16回 ②12人 ③1人 ④11人	①16回 ②16人 ③1人 ④23人	A	国や県と連携し、労働者から寄せられる労働条件やパハラへの対応、解雇など、多岐にわたりる相談に対応する。	産業経済局

27

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 2 企業における女性活躍の推進

具体的政策 (1) 女性活躍推進に向けた企業への意識啓発や情報発信

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
22101	女性活躍や働き方改革等を進めるため、各種セミナーや研修会等、様々な企業との接点を通して、同様への参加を呼びかけ、「北九州イクボス同盟」の加盟店企業数の拡大を図ります。	1	各種セミナーや合同会社説明会等での企業への参加呼びかけや、HP、SNS、チラシなど各種広報媒体による同盟のPRを行う。さらに、加盟インセンティブの拡大等を行う。	北九州イクボス同盟のPRによる加盟店企業数拡大	154社 181社	222社 286社	R3年度 R4年度 R5年度	進捗	総務市民局
22102	「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・ランクの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理者の意識改革を図ります。(再掲)	2	No.11101の再掲	No.11101の再掲				A	総務市民局
22103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・ランクの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等にに対して、広く周知します。(再掲)	3	No.11103の再掲	No.11103の再掲					総務市民局

28

柱Ⅱ 女性が活躍しやすい経済社会の実現

施策の方向 2 企業における女性活躍の推進

具体的政策（2）企業における女性活躍の取組支援

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要			実施内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗	今後の取組（課題や見直し）	局名
			項目	R1年度	R2年度									
22201	「北九州イクボス同盟」等に於いて、企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフル等についてのセミナー等を開催します。	1	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革につなげる。	①北九州イクボス同盟における先進事例の紹介等 ②北九州イクボス同盟における研修会等の実施 ③北九州ダイバーシティネットワーク(KDN)会議等の開催	①2回 ②2回 ③2回	①1回 ②2回 ③1回	①9回 ②22回 ③31回	①5回 ②2回 ③1回	A	引き続き、先進事例を紹介することも、効果的な広報手法について検討し、改善を図る。 さらに、研修会等を通じて企業の取組支援や意識改革を推進するとともに、改訂した『ワーク・ライフル・バランスの有効活用を図るなど、女性活躍やワーク・ライフル・バランスの実現に向けた取組を推進していく。』	総務市民局			
22202	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・環境の整備の推進など、職場環境の見直しに取り組む事業所を対象に、「セミナーの実現のため、女性活躍やワーク・ライフル・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー（社会保険労務士）を直接事業所に派遣します。	2	これから女性活躍に取り組む企業を対象とした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に発揮・仕事と生活(育児、介護等)の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワーク・ライフル・バランスの推進に取り組む事業所を対象に、セミナー講師やアドバイザー（社会保険労務士）を直接事業に派遣するなど、女性活躍やワーク・ライフル・バランスを推進する企業の取組を支援する。	企業向け出前セミナー等への企画・講師等派遣	37回	19回	30回	26回	27回	A	実施件数は前年度とほぼ横ばいであった。 今後もより多くの企業に働き方改革を広められる。 実施方法についての柔軟な対応が求められます。 市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報実施方法について検討し、改善を図る。	総務市民局		
22203	ダイバーシティに取り組んんでいる企業実担当者同士のネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有・発信等を行います。	3	ダイバーシティに取り組めている企業（13社）とのネットワークを形成し、交流会や研修会を通じて情報共有・発信等を行い、ネットワーク参加市内企業における女性活躍やワーク・ライフル・バランス推進等にかかる取組を働きかける。	北九州ダイバーシティネットワーク(KDN)会議等の開催	2回	1回	1回	1回	1回	A	引き続き、ワーク・ライフル・バランスの実現に向けた情報共有等を通じて、ダイバーシティの取組を相互に推進していく。	総務市民局		
22204	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。	4	市の業者登録や公共工事の入札（一部）に係る表彰企業へインセンティブを付与する。	市内の入札参加資格業者に対する評価対象業者数	物品等供給業者35社 建設工事業者45社	物品等供給業者39社 建設工事業者52社	物品等供給業者40社 建設工事業者53社	物品等供給業者40社 建設工事業者55社	A	評価対象業者数は一定数を維持しており、ワーク・ライフル・バランス等の進歩に一定の寄与はできていると考える。	技術監理局			
22205	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。	5	工事の総合評価落札方式の評価項目の中では、子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。	評価区分「市の施策への協力」中「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進」を設定し、評価区分「建設業の人材の確保・育成」中「若手・女性技術者の配置」を設定し、基準を満たす女性技術者を配置する場合に加点。	44件	52件	56件	48件	53件	A	評価項目、内容、配点等は、評価状況や社会情勢等を考慮して、必要に応じ、見直し検討を図る。	技術監理局		

柱Ⅲ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方針 1 男女が共に仕事を両立できる社会の実現

具体的政策 (1) 企業におけるワーク・ライフ・バランス等の取組支援

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
31101	女性活躍や働き方改革等を進めるため、各種セミナー研修会等、企業との接点を通じて、同様への参加を呼びかけ「北九州イクボス同盟」の加盟企業数の拡大を図ります。(再掲)	1	No.22101の再掲	No.22101の再掲					総務市民局
31102	「北九州イクボス同盟」等において、企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。(再掲)	2	No.11101の再掲	No.11101の再掲					総務市民局
31103	「北九州イクボス同盟」等において、企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランス等を開催します。(セミナー等を呼びかけ)	3	No.22201の再掲	No.22201の再掲					総務市民局
31104	男女が共に働きやすい環境づくりなどを、受賞者の取組事例をリーフレットやホームページで紹介し、企業等に対して、広く周知します。(再掲)	4	No.11103の再掲	No.11103の再掲					総務市民局
31105	長時間労働の見直し、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進など、職場環境に、セミナーの講師やアドバイザー(社会保険労務士)を直接事業所に派遣します。(再掲)	5-1	No.22202の再掲	No.22202の再掲					総務市民局
31106	企業・市民・行政が一体となって、「ワーク・ライフ・バランス推進会議」において、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進協議会(11月)を中心に行なう。	6						①開催イベントの告知 ②北九州市女性活躍・ワーク・ライフ・バランス委員会の取組の周知	A
31107	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげたため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所・民間企業等で実施します。	7			①子どもも参観日の実施(市役所) ②子どもも参観日の実施(民間)	①1回 ②2社	①10回 ②0回	①1回 ②3社	①1回 ②1社
31108	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む中小企業に対して、事業展開に必要な資金を融資します。	8			①融資申込件数 ②貸付実績 ③貸出金額	①2件 ②2件 ③1件 145,000 千円	①1件 ②1件 ③1件 39,500 千円	①2件 ②2件 ③1件 33,000 千円	B
31109	公共調達を通じて子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への事業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対するインセンティブを与えます。(再掲)	9	No.22204の再掲	No.22204の再掲					技術監理局

No.	取組内容	事業・取組概要	実施内容						局名
			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
31110	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に取り組む場合、及び、「女性技術者への配置」を行つる場合に加点評価します。(再掲)	No.22205の再掲	No.22205の再掲						技術監理局

柱III 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

具体的政策 (2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランス等の推進

No.	取組内容	事業・取組概要	実施内容						局名
			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
31201	「北九州市職員女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進プログラム」に基づき、市役所職員のワーク・ライフ・バランスの実現及び健康増進を図るため、業務の効率化による生産性の向上、時間外勤務の削減、柔軟な働き方の実現等に取り組みます。	「北九州市職員女性活躍・ワーク・ライフ・バランス推進プログラム」(R1~5年度)に基づき、職場単位で、民間コンサルタントを活用してワーク・ライフ・バランス実現のための研修を実施する。	働き方見直し実践部署コンサルティングの実施	3部署 (新規)	2部署 (新規)	5部署 (新規)	-	-	令和3年12月に策定した「北九州市DX推進計画」に基づき、「働きがいのある働きやすい職場の実現」に向けた「働き方改革」を推進する。
31202	管理職のイクボス実践により、職場風土を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るほか、両立支援制度の周知及び取組促進に向けた啓発を実施します。	仕事と生活の双方が充実した働きがいのある組織風土の醸成のため、イクボス実践が実施されるたる部下がイクボス実践ができる職場を推奨する市職員イクボスマサニの表彰者の実践例と、子育てや介護など仕事の両立に関する情報等を女性活躍・WLB応援サイト等の周知を実施する。	①新任課長向けイクボス研修の実施 ②イクボス実践例の紹介 ③女性活躍・WLB応援サイトへの掲載	①1回 ②8名 ③実施	①1回 ②12名 ③実施	①1回 ②17名 ③実施	①1回 ②なし ③実施	①1回 ②なし ③実施	A
31203	男性職員が育児に積極的に参画することを通して、男性自身の働き方を見直すきっかけとなるほか、職場全体会の業務の改善等にもつながるため、男性職員の育児休業の取得を促進します。	イクボスの推進や子どもが生まれる予定の男性職員と管理監督者との「パパ職員・イクボス面談」の実施を通じて育児参加しやすい職場風土の醸成を図り、男性職員の育児休業の取得を促進する。	①ハラ脱員・イクボス面談実施に向けた説明会の実施 ②新任課長向けイクボス研修 ③新任係長向けブレイクボス研修の実施	①6回 ②9回 ③9回	①16回 ②1回 ③4回	①5回 ②1回 ③4回	①なし ②なし ③4回	①なし ②なし ③2回	A
31204	多様で柔軟な働き方の実現を通して、仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークの活用を推進します。	多様で柔軟な働き方の実現を通して講義を実施する。また、情報通信技術を活用した柔軟な働き方の整備を行つたため、テレワークの試行実施等を実施する。	①職場単位でのテレワーク試行実施(～R3年度) ②各局へのモバイル端末配置(および必要に応じた追加貸出(令和3年度～))	①3部署 ②各局	①16部署 ②各局で運用	①1部署 ②1,500台で運用	①1部署 ②1,500台で運用	②1,500台で運用	A
31205	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施します。	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性について講義を実施する。	①新規採用職員研修 ②新任係長向けブレイクボス研修 ③新任課長向けイクボス研修	①1回 ②4回 ③1回	①1回 ②4回 ③1回	①1回 ②4回 ③1回	①1回 ②2回 ③1回	①1回 ②2回 ③1回	A

柱III 仕事と生活の調和(ワーク・ラティア等)の推進

施策の方針 1 男女が共に仕事を両立できる社会の実現

具体的政策 (3) 地域活動やボランティア等への参画促進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
31301	市民センターで、地域の特色を生かした講座内容や市民の学びのニーズに合った講座、生きがいづくりを目的とする講座、社会貢献活動による講座、生きがいづくりを目的とする講座など、地域の特徴を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供いたします。	1	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目標とする講座、社会貢献活動による講座、生きがいづくりを目的とする講座などを、地域の特徴を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供いたします。	①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	12,765人 ①44,429人 ②687講座 893講座	①56,844人 ②835講座	①85,836人 ②901講座	①97,014人 ②891講座	B	住民主体の地域づくりを推進するため、地域の特色を生かした講座、地域課題解決に向けた講座を充実させ、より多くの方に多用的な学習機会を提供していくため、新しい生活様式に対応した学習機会を提供するため、オンラインの講座実施など、デジタル活用した取り組みを更に進める必要がある。	
31302	NPO・市民活動への参加を促進するため、市民活動サポートセンターを拠点として、市民活動団体の活動支援や育成などを行います。	2	NPO・市民活動に関する相談の受付、情報提供、ネットワークづくりを行います。	①NPO市民講演会参加者数 ②NPO入門セミナー参加者数 ③NPO活動発表会開催回数 ④税務相談開催回数 ⑤入門説明会開催回数	①80名 ②96名 ③11回 ④20回 ⑤15回	①120名 ②34名 ③9回 ④11回 ⑤10回	①70名 ②44名 ③10回 ④12回 ⑤11回	①156名 ②43名 ③11回 ④12回 ⑤10回	B	市民活動を促進する講座の充実や情報提供の充実を図っています。	
31303	退職などをきっかけに地域活動等への参画を支援するため「生涯現役夢道塾」を開催します。	3	これから高齢期を迎える世代を中心に、今まで培ってきた技術や経験、能力や人脈を生かしながら、退職後も生涯現役として社会貢献活動や経済活動などの狙いとして活躍していく人材を发掘、育成します。	活動実績 ①受講者数 ②延利用率	22人	5人	4人	11人	10人	A	入塾生がコロナ禍を契機に向けた入塾生獲得の取り組みを強化していく。
31304	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいづくりや健闘のため、「年長者研修大学校」における講座等を開催します。	4	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいづくりや健闘のため、「年長者研修大学校」における講座等を開催します。	活動実績 ①受講者数 ②延利用率	①955人 ②61,508人	①543人 ②17,573人	①849人 ②31,512人	①785人 ②47,736人	①775人 ②56,296人	A	地域社会の活性化に資する高齢者の人材育成のための講義を取り入れる。また、各種伝統媒体を活用して、新規受講生の年長者研修大学校の周知を行うことで、新規受講生の増加に努めます。
31305	「いきがい活動ステーション」で高齢者の参加しやすいボランティア・生涯学習情報等の収集・提供等を実施します。	5	「いきがい活動ステーション」で高齢者の参加しやすいボランティア・生涯学習情報等の収集・提供等を実施します。	活動実績 ①ボランティア等の募集情報 ②スチーナー等の利用者数 ③HP・Facebook利用件数 ④メルマガ登録件数 ⑤活動開催件数 ⑥活動に際に行つた件数 ⑦講座・セミナー実施数 ⑧体験活動実施数	①124件 ②3,698人 ③9,655人 ④7,880件 ⑤20件 ⑥87件 ⑦36件 ⑧23件	①18件 ②1,042人 ③7,880人 ④40件 ⑤6件 ⑥36件 ⑦57件 ⑧5件	①180件 ②2,438人 ③12,107件 ④40件 ⑤6件 ⑥32件 ⑦17件 ⑧3件	①196件 ②6,687人 ③30,055件 ④47,752件 ⑤42件 ⑥59件 ⑦195件 ⑧11件	①1201件 ②5,531人 ③31,055件 ④34,33件 ⑤42件 ⑥58件 ⑦293件 ⑧8件	A	活動のマッチングを強化するとともに、主催イベントの実施等により幅広く当スクールPRに努めていく。
31306	高齢者のボランティア活動や地域活動への参画を促進するため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの活動支援や育成などを行います。	6	地域福祉の振興を図り、ボランティア活動に対する市民の理解と活動への参加促進を図ることを目的に、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの育成、コーディネート、活動支援、連携による情報収集・発信等のボランティア活動支援を行います。	①ボランティア登録団体数 ②ボランティア登録人数 ③ボランティアに関する相談件数	①669団体 ②22,858人 ③31,039件	①1,616団体 ②19,497人 ③21,620件	①1,537団体 ②17,075人 ③25,089件	①1,616団体 ②18,320人 ③36,705件	①1,616件 ②18,320人 ③35,986件	A	福祉教育事業の拡充や、若者の自立相談機関と連携したボランティア活動支援による情報提供やコーディネート等、より効率的な活動支援を図る。
31307	65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まつたポイントを換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	7	65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まつたポイントを換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	①介護支援ボランティア登録者 ②受入施設登録数	①2,118人 ②401件	①2,067人 ②400件	①1,967人 ②397件	①1,909人 ②398件	①1,909人 ②398件	B	今後は事業に対する費用対効果を考慮ながら、事業の最適化に取り組む必要がありますが、高齢者の社会参加、健康増進やいきがいづくりの協働による情報提供やコーディネート等、より効率的な活動支援を得ることを念頭に、更なる充実に努めます。

No.	取組内容	事業・取組概要	実施内容						局名
			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
31308	小・中学校特別支援学級合同スポーツ大会において、高齢者のボランティアと児童生徒との交流を図ります。	小学校特別支援学級合同スポーツ大会「園船ハレーボール大会」の審判ボランティアとして、園船地区に審判を依頼し、児童生徒との交流を図る。	門司区 7名 八幡西区 19名 ※他区は ボラン ティアな し。	門司区 新型コロ ナワイル ド感染症 拡大防止 対策のた め中止	門司区 新型コロ ナワイル ド感染症 拡大防止 対策のた め中止	門司区 2名 小倉南区 5名 戸畠区 7名	C	今後も各区ごとに大会を企画し、ボランティア団体に協力を得て実施する予定であるが、ボランティア団体については、交通費もではないため厳しい現状この声があがつており、整理が必要となっている。	教育委員会

柱III 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援等の充実

具体的な政策 (1) 子育て環境の整備、充実

No.	取組内容	事業・取組概要	実施内容						局名
			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
32101	待機児童の解消を図るために、地域の保育需要の変遷を踏まえて、保育所の整備を実施します。	保育所入所児童数や地域の保育需要の推移を踏まえ、年間を通じた新設及び老朽改築にあわせた定員増を行います。	①入所定員の拡大増改築等 ②既存保育所の開設 ③新規保育所の開設	①139人 ②2箇所 ③3箇所	①108人 ②24箇所 ③30箇所	①15人 ②2箇所 ③30箇所	①20人 ②22箇所 ③30箇所	①43人 ②2箇所 ③30箇所	A
32102	様々な保育ニーズに対応するため、病児保育や延長保育などの保育サービスを実施します。	保護者の就労形態の多様化等に対応するための延長保育や保護者のパート就労や祝賀祭等の理由により一時的な保育所での保育、休日に子どもを預かる保育などを実施する。 ②病児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児保育を実施する。また、パンフレットの配布やモルタル各駅へのポスター掲示等の広報を行い、利用促進を行う。	①特別保育事業 ・延長保育等利用児童数 ・夜間保育 ・休日保育 ②病児保育施設数	①15,029人 ・年 ・578人/ 年 ②2,084人 ・年	①13,554人 ・年 ・539人/ 年 ②1,484人 ・年	①10,155人 ・年 ・542人/ 年 ②1,739人 ・年	①8,394人 ・年 ・497人/ 年 ②1,866人 ・年	①8,221人 ・年 ・456人/ 年 ②1,889人 ・年	A
32103	児童の放課後の安全確保と保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実を図ります。	市民ニーズに応えられる放課後児童クラブの運営内容を確保するため、運営団体内における研修会の実施、開設時間の標準化の推進等により、運営体制の充実を図る。また、児童への対応を充実させたため、適切な支援員等の配置をするとともに、児童などの対応を支援員等と連携して情報交換、特別な配慮等による特別な配慮を要するための臨床心理士等の巡回派遣を行い、支援員等の資質向上を図る。	①クラブ登録児童数 ②施設整備クラブ数 ③臨床心理士等派遣回数	①12,575人 ②10ヶ所 ③延べ293回	①11,923人 ②10ヶ所 ③3ヶ所 ④24ヶ所 ⑤3ヶ所 ⑥22回	①11,672人 ②10ヶ所 ③3ヶ所 ④24ヶ所 ⑤3ヶ所 ⑥22回	①11,914人 ②6ヶ所 ③延べ203回	①12,420人 ②3ヶ所 ③延べ242回	A
32104	仕事の都合や子どもの軽い病気のときにおけるセインターの会員間で子どもとの預かりや送迎など、子育て支援サービスの充実を図ります。	仕事の都合や子どもの軽い病気の時に、ボランティア組織「まつと子育てふれあいセインター」の会員間で子どもとの預かりや送迎など、子育て支援サービスの充実を図る。	(1)会員数 ①会員数 ②面会会員人数 ③依頼会員人数 ④合計人數 (2)活動件数 7,589件	(1)会員数 ①639人 ②184人 ③2,506人 ④3,329人 (2)活動件数 4,025件	(1)会員数 ①647人 ②184人 ③2,476人 ④3,288人 (2)活動件数 6,088件	(1)会員数 ①693人 ②156人 ③2,543人 ④3,312人 (2)活動件数 7,501件	(1)会員数 ①599人 ②184人 ③2,476人 ④3,288人 (2)活動件数 6,088件	(1)会員数 ①725人 ②156人 ③2,543人 ④3,312人 (2)活動件数 7,516件	A
32105	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽にコミュニケーション等ができる「親子ふれあいルーム」を既存の公共施設を活用しながら、区役所や児童館などで運営します。	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に交流、情報交換、育児相談等ができるスベースを既存の公共施設を活用しながら、区役所や児童館などで運営します。	親子ふれあいルーム利用者数 (保護者)	24,377人	12,384人	16,149人	18,442人	25,822人	A

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容						今後の取組（課題や見直し）	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度			
32106	区役所の子ども・家庭相談コーナー	6	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をひもつつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害相談件数に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげます。	①相談件数 ②児童虐待等、それぞれの相談に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげます。	81,681件	77,956件	81,486件	80,760件	79,752件	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と子どもに開くある相談をひもつつの窓口で受け、引き続き関係機関と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感に、必要に応じて他の機関のサービス・支援へとつなげます。	子ども家庭局
32107	「子育て支援サロン」ひあちえーれ	7	①子育てに関する相談事業 ②育儿講座の開催	①子育てに関する相談件数 ②児童虐待年間実施数	①1,034件 ②10回	①1,507件 ②26回	①0,016件 ②25回	①1,046件 ②295回	①0,046件 ②25回	A	①市政だよりだけではなくホームページや母子モモ等のSNSの活用や子育て交流プラザ等へ出向き相談へと繋いでいく。	子ども家庭局
32108	子どもの成長に応じた情報提供を手軽にできるよう情報報ームベース	8	子育て中の人が、子どもが成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入力できるよう、「こぞばて情報」の内容を充実するとともに、ホームページ「子育てマップ北九州」アカセス数で子育てに関する情報が、市民に届くように取り組む。	①こぞばて情報登録登行 ②子育てマップ北九州アカセス数	①58,752件 ②144,805件	①119,523件 ②143,619件	①実施 ②実施	①実施 ②実施	①実施 ②実施	A	「子育てマップ北九州（HP）」は、より充実した情報提供を行えるよう、令和2年度にリニューアルを行って以降、アクセス数は増加しているが、情報量が多くなってきているため、今後は整理していく必要があります。「こそだて情報北九州」においても、今後もより多くの方面に活用していただけます。 「こぞばて情報登録登行」においては、今後も情報登録登行の充実に努める。	子ども家庭局
32109	手幼保を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。	9	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。	赤ちゃんの駅の年度末登録施設数	459施設	496施設	512施設	529施設	495施設	A	令和5年度に事業実施状況の調査を行い、事業終了している施設を削除したため、昨年度に比べ登録数は減っているが、引き続き本事業を適切に進めて行く。	子ども家庭局
32110	家族・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図るために、「わらべの日の日」子育て支援の日事業を実施します。	10	中学生以下の子どもを連れた家族や団体等が、協力施設・店舗を利用して割引やサービスを受けることができる「わらべの日」毎月第二曜日を設け、子どもと親がふれあう機会を拡大し、家庭・企業・地域全体が協働で子育て支援の意識の醸成を図ります。	わらべの日の年度末登録施設数	236施設	252施設	238施設	224施設	221施設	B	登録施設数の増加を図るために、店舗・企業の協力のもと実施する事業であり、いかにして協力を得るか、具体的な方策を検討する必要がある。引き続き、指定管理者と協議しながら施設等力の拡大に努める。	子ども家庭局

柱III	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
------	---------------------------

主三 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

多様なライフスタイルに応じた子育て支援等の充実を図る方向へと政策を改めていくこととする。

具体的的政策(2) ひとり親家庭への支援

No.	取組内容	技番	事業・取組概要	実施内容					進捗	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
32201	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るために「母子・父子福祉センター」において、各種相談の受付、就業得するための講座等を実施します。	1	ひとり親家庭や寡婦の生活上の悩みや相談を受けたり仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。父子・父子福祉センター利用者数の向上を目指す。	母子・父子福祉センター利用者数	10,446人	9,059人	9,899人	10,245人	10,201人	A	周知を徹底し、より多くの継続的な利用者の確保及び、新規利用者への周知・利用促進を行う。 子どもも家庭局
32202	ひとり親家庭の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利な条件を提供するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につながる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進する。	2	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職につながる資格の取得を促進するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進するために支給する「高等職業訓練促進給付金」、就職につながる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進する。	受給者数 等職業訓練促進給付金、就職につながる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進する。	164人	172人	191人	183人	165人	A	母子家庭等の生活の安定と向上を図るために、引き続き母子家庭等の生活の安定と向上を図るために、引き続き子どもも家庭局
32203	ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、就学や技能習得などそのための各種資金を交付します。	3	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童(子)の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を交付することも、その利用を促進する。	貸付け件数	67件	34件	17件	32件	46件	A	母子家庭等の生活の安定と向上を図るために、引き続き貸付け事業を継続実施する。 子どもも家庭局
32204	ひとり親家庭等に対して、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に支援員を派遣し、家事や保育等の支援を行います。	4	ひとり親家庭や寡婦の生活の安定を図るために、生活選択や保健サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。	派遣件数	515件	301件	184件	225件	183件	A	令和4年度に比べ利用する人数が減少傾向にあるため、引き続き令和4年度に比べ利用する人数が減少傾向にあるため、引き続き新規利用者確保に注力する必要がある。 子どもも家庭局
32205	市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な市営住宅の入居の取り扱いを行います。	5	市営住宅の定期募集において、一般募集枠(抽選)とは別枠で、母子・父子世帯に向けた枠(点数選考枠)枠を確保することにより、一般世帯に比べ、優先的な入居の取扱いをする。	①実施戸数 ②応募件数 ③実績戸数 ④応募件数	115戸 320戸	170戸 320戸	149戸 320戸	132戸 234戸	140戸 205戸 203戸	A	住宅困窮者募集の「母子・父子世帯」向け枠の確保 ①実績戸数 ②応募件数 ③実績戸数 ④応募件数 今後も継続的に、母子・父子世帯向けの募集戸数を確保していく。 都市整備局

柱III 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方針 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

具体的政策 (3) 高齢者・障害者等の支援の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
32301	認知症に対する理解を深めるため、企業等の事業者に対して「認知症サポート養成講座」を実施します。	1	企業等の事業者に対して、従業員に対する認知症サポート養成講座の実施について積極的な働きかけを実施する。	認知症サポート講座参加者数	6,904人	1,323人	1,776人	2,962人	A
32302	仕事と介護の両立を支援するため、地域包括支援センターで情報提供を行います。	2	企業等の事業者に対する、仕事と介護の両立への一層の理解と働きかけ(地域包括支援センターでの情報提供)を実施する。	①地域における啓発 ②地域包括支援センターの相談件数	①70,036人 ②211,522件	①32,601人 ②220,072件	①46,151人 ②219,949件	①49,948人 ②226,059件	B
32303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	3-1	障害のある人のための在宅サービス、「ホームヘルプサービス」、「短期入所」、「訪問入浴サービス」などを実施する。	①居宅系 ②移動支援 ③生年介護 ④短期入所 ⑤日帰りショート ⑥訪問入浴サービス	①1,948人 ②3,915人 ③2,817人 ④380人 ⑤137人 ⑥23人	①2,053人 ②60,641人 ③2,958人 ④456人 ⑤90人 ⑥19人	①12,107人 ②64,021人 ③2,982人 ④453人 ⑤101人 ⑥17人	①2,188人/月 ②68,741時間/年 ③2,982人/月 ④517人/月 ⑤123人/月 ⑥18人/月	①、③、④、⑥―順調にサービスが提供されているため、今後も適切なサービスの提供に努める。 ②―利用者のニーズ把握や市の動向に注視して、事業を充実を図る。 ⑤―今後も委託事業者の増加を図る等、利用者の増加に向けた取り組みを行う。
32303	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービス・地域密着型サービスの提供を行う。	3-2	高齢者が住み慣れた地域で、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護・通所介護などの在宅サービスや、居宅介護・生活介護などのサービスを実施します。	居宅サービス利用者数(実人数)・...人/月	32,743人	32,934人	34,160人	34,738人	B
32303	高齢者や障害者に対する家事支援として、企業や市民のボランティアが自宅に出向いて、簡単な力仕事などを行う。	3-3	高齢者や障害者に対する家事支援として、企業や市民のボランティアが自宅に出向いて、簡単な力仕事などをを行う。	①ボランティア登録者数 ②申込件数 ③実施件数	①282人 ②29件 ③21件	①266人 ②17件 ③9件	①280人 ②32件 ③25件	①245人 ②48件 ③37件	B
32303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	3-4	高齢者に対する介護支援などのサービスの充実を図る。	介護サービス従事者研修事業 ①開催回数 ②受講者数	①95回 ②1人	①73回 ②1,768人	①44回 ②1,399人	①50回 ②1,621人	B
32303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	3-5	介護や福祉用具に関する知識・技術の普及を図るために講座や研修会等を実施する。	介護・福祉用具に関する講座 ①開催回数 ②受講者数	①92回 ②274人	①69回 ②2,471人	①92回 ②2,738人	①93回 ②1008人	A

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
3204	介護する家族を支援するため、家族交流会やコールセンターへの相談事業を実施します。	4	介護家族の支援のため、家族交流会やコールセンター等による訪問事業を実施する。 R2年度に実施した「認知症に関する意識調査」における、認知症施策の認知度が低いことを踏まえ、広く市民への広報を行っていく。 保健福祉局	①実利用者数13人 ②認知症介護家庭交流会事業 ③若年性認知症介護家庭会事業 ④認知症コールセンター事業	①実利用者数10人 ②開催回数44人 ③開催回数64人 ④相談件数196件	①実利用者数11人 ②開催回数33回 ③開催回数66回 ④相談件数240件	①実利用者数15人 ②開催回数132回 ③開催回数47人 ④相談件数220件	①実利用者数17人 ②開催回数320回 ③開催回数46人 ④相談件数106人	A
3205	障害のある人に対して、「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供を行います。	5	「障害者基幹相談支援センター」等における自立生活等のための相談及び情報提供を行つる。	相談件数	24,387件	20,876件	15,847件	15,563件	B
3206	地域包括支援センターを中心とした相談体制の拡充により、高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図ることでより身近な総合相談体制を構築します。	6	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図ることでより身近な総合相談センターを中心とした総合相談体制の構築） (地域包括支援センターを活用して、地域社会との連携を図る。 （地域包括支援センター）	地域包括支援センターの利用状況 ①来所 ②訪問 ③電話 ④計	①18,748件 ②5,1283件 ③16,469件 ④206,500件	①17,914件 ②42,950件 ③15,548件 ④215,329件	①18,441件 ②47,316件 ③156,725件 ④216,042件	①17,804件 ②46,125件 ③154,710件 ④222,482件	B
3207	「高年齢者就業支援センター」と「シニア・ハローワーク戸畠」が連携し、生活設計から職業紹介・人材派遣まで多様なニーズに応じ、年金等に関するセミナーを実施する。	7	センター内に併設の関連機関と連携し、生活設計から職業紹介・人材派遣まで多様なニーズに応じた活動や再就職を支援します。	【高年齢者就業支援センター】 ①延用利用者数 ②就職決定者数 ③セミナー参加者数	①12,916人 ②1,185人 ③3,638人	①9,085人 ②1,073人 ③411人	①19,732人 ②21,138人 ③3575人	①8,644人 ②11,161人 ③563人	①38,125人 ②1,096人 ③3939人
3208	「北九州市シルバー人材センター」において、高齢者の多様なニーズに応じた活動や再就職を促進します。	8	高齢者に臨時・短期的な就業を提供している北九州市シルバー人材センター(H24.4.1 公益社団法人化)により、高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進する。	【シルバー人材センター】 ①会員数 ⑤就業延人員数	②2,944人 (男性:1,885人 女性:973人 ⑤184,154人)	②2,766人 (男性:1,793人 女性:952人 ⑤166,576人)	②2,624人 (男性:1,672人 女性:969人 ⑤162,869人)	①2,663人 (男性:1,694人 女性:1,026人 ⑤160,008人)	①2,718人 ②1,096人 ③3939人
3209	「北九州障害者サポートセンター」にてサポートセンターでの就労を希望する障害のある人の就労を支援します。	9	就労を希望する障害のある人が、可能な限り様々な場における就労の機会を得られるよう、国と県で設置している北九州市障害者就業・生活支援センター」に加え、市独自で北九州市障害者就労支援センター」を設置し、2つのセンターが北九州地区における就労支援の拠点として一體的に活動している。（平成19年開設。場所：戸畠区汐井1-6ウエルヒーバード2階）	①相談・支援件数 ②新規登録者数 ③就職件数 ④職場訪問による定着支援件数	①9,280人 ②149人 ③94人 ④1,178人	①11,752人 ②165人 ③97人 ④1,013人	①13,796人 ②178人 ③97人 ④1,278人	①10,998人 ②204人 ③82人 ④1,624人	①10,451人 ②227人 ③83人 ④2,033人

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

男女共同参画意識が浸透した社会の実現

男女共同参画社会①事理(二)に対する理解の促進

（1）性別二元固定的左後割の解消に向かう広報啓発

No.	取組内容	技番	事業・取組概要		実施内容						局名
			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗		
41101	地域等における男女共同参画意識の浸透を目的として、「男女共同参画フォーラムin北九州」等の啓発事業を実施します。	1	男女共同参画意識 男女共同参画フォーラムin北九州等の啓発事業を実施します。	男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①37回 ②3,056人	①1回 ②20人	①25回 ②1,304人	①29回 ②1,559人	①30回 ②1,792人	A	今後も引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力し、効果的な啓発活動を実施する。
41102	あらゆる分野において男女共同参画意識が浸透して、男女共同参画に関する講座を実施します。	2	地域、企業、女性団体等と連携しながら広報・啓発を推進する。	男女共同参画講座実施回数 ①男女共同参画講座・おとこのライフ・キャリア形成 ②レディースもじり男女共参画講演会・映画祭 ③レディースやはなた(ジェンダーワークショップ・記念講演会・映画祭)	①9回 ②4講座 ③11講座 376人	①10回 ②3講座 ③11講座 376人	①1回 ②4講座 ③4講座 1,411人 1,409人 1,874人 1,858人 1,24人 124人 576人	①11回 ②3講座 ③4講座 1,874人 1,858人 1,24人 144人 576人	①13回 ②3講座 ③4講座 1,529人 1,25人 1,25人	A	①『様々な分野での女性の参画推進講座』では政治漫画をテーマに開催。他の講座も含め、受講者のアンケートや社会情勢の変化を踏まえて、より充実した事業実施に努める。 ②③レディースモジリ、レディースやはなた(ジェンダーワークショップ・記念講演会・映画祭)など、生涯学習センター分館などは終了したため、該当事業は終了となった。
41103	地域等における男女共同参画意識の浸透を通して、市民センター等の講座等を実施します。	3	男女共同参画意識 男女共同参画に関する講座等を実施します。	生涯学習市民講座参加者数 ①生涯学習市民講座 ②生涯学習市民講座数	①124,765人 ②899講座	①44,429人 ②835講座 687講座	①56,844人 ②901講座 901講座	①35,836人 ②891講座 891講座	①97,014人 ②901講座 901講座	B	住民主体の地域づくりを推進するため、地域の特色を生かした講座、地域課題解決に向けた講座を充実させ、より多くの方に多用な学習機会を提供していく。また、新しい生活様式に対する応じた学習機会を提供するため、オンラインの講座事例など、デジタル活用した取り組みを更に進める必要がある。
41104	家庭教育学級は、親などが家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもたちの接觸するものの健全な成長、教育上の問題を相互学習の中で鍛錬するもの。家庭教育上の問題を相互学習の子どもの健全な成長、人格の形成にとって家庭教育は重要な意義を持つており、家庭教育の振興の一環として学校を開設する。市立幼稚園、小・中・特別支援学校は園施設、市民センター等で実施。直當保育所は各保健所で実施する。 家庭教育の浸透を目指して、「家庭教育学級」において、男女共同参画意識の浸透等を実施します。	4	家庭教育学級 家庭教育の浸透を目指して、男女共同参画意識の浸透等を実施します。	家庭教育学級開設数	319箇所	140箇所	208箇所	243箇所	257箇所	B	市民センターが核となって、家庭・地域・学校が連携する仕組みを充実させる必要がある。また、オンラインを用いた様式による多様な学習機会の提供を検討する必要がある。
41105	様々な人権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等により人権啓発事業で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。	5	人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」制作・放送する。	①放送期間 ②放送局 ③「女性の人生」を取り上げた シナリオ本数と放送回数 ④ホームページの開設 ⑤シナリオ集・CD、紙芝居・DVD の制作と市内の学校や市民センターへの配布、市民への貸出し等 ⑥YouTubeに公開	①令和元年10月21日から令和2年3月8日 ②CROSSFM ③CROSSFM ④CROSSFM ⑤CROSSFM ⑥CROSSFM	①令和2年11月1日から令和3年1月30日 ②CROSSFM ③CROSSFM ④CROSSFM ⑤CROSSFM ⑥CROSSFM	①令和3年1月1日から令和3年1月30日 ②CROSSFM ③CROSSFM ④CROSSFM ⑤CROSSFM ⑥CROSSFM	①令和4年1月1日から令和4年2月5日 ②CROSSFM ③CROSSFM ④CROSSFM ⑤CROSSFM ⑥CROSSFM	①令和5年1月1日から令和5年4月4日 ②CROSSFM ③CROSSFM ④CROSSFM ⑤CROSSFM ⑥CROSSFM	A	ラジオ番組の制作にあたっては、今後も「女性の人権等」をテーマにしたシナリオを継続して採用していく。また、明日への伝言板ホームページを充実するとともに、放送され機能を設け、シナリオを公開するとともに、放送されラジオ番組をYouTubeで配信し、啓発の推進を図る。

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要			実施内容	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗	今後の取組（課題や見直し）	局名
			項目	R1年度	R2年度									
41106	市民が人権問題について正しい理解と認識を深めることができるよう、市民センターを中心として人権学習を行うよう、市民センターを中心とした人権学習を行なうため、女性の人权問題を取り上げます。	6	①人権市民講座 (うち女性の入権を取り上げた回数) ②家庭教育級 実施回数 (うち女性の入権を取り上げた回数) ③PTA自主講座 実施回数 (うち女性の入権を取り上げた回数) 参加者数	①299回 (81回) 13,930人 (72回) ②390回 (100回) 11,724人 (30回) ③回 226人	①257回 (72回) 6,413人 (30回) 1,540人 (30回) ③回 0人	①356回 (69回) 10,530人 (232回) 6,266人 (64回) 6,044人 (30回) 5,857人 (30回) 0人	①366回 (77回) 11,410人 (232回) 6,241回 (67回) 5,915人 (30回) 6,578人 (30回) 0人	①366回 (69回) 10,530人 (232回) 6,266人 (64回) 6,044人 (30回) 5,857人 (30回) 0人	①366回 (69回) 11,410人 (232回) 6,241回 (67回) 5,915人 (30回) 6,578人 (30回) 0人	①366回 (69回) 11,410人 (232回) 6,241回 (67回) 5,915人 (30回) 6,578人 (30回) 0人	C	コロナ等の影響により、PTA活動が継続できず、縮小・廃止となっているため、令和6年度より、②家庭教育学級、③PTA自主講座に對して身近な人権課題の話題提供を行うよう見直すこととした。		
41107	SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けて、「持続可能な開発のための教育(ESD)」を「北九州ESD協議会を中心とした市民、企業、大学等と連携しながら推進します。	7	①「ESDの10年」最終年に開催された「ESD」に関するユネスコ世界会議への参加、九州ESDの提言を発信[H26.1.6～H27.3.3] ②北九州ESDアクションプランの策定[H27.3.3] ③市民活動体制の整備[H28～H29～] ④市民センター館長等研修受講者数 ⑤まなびとSDステーションにおける大学生を中心とした地域課題解決のための取組み ⑥地域の活動者を講師とした「まなびと講座」の実施[H28～H29～] ⑦企業向けESD研修の実施[H27～] ⑧九州・中国地方の高校生を対象とした「マイプロジェクト」の開催[H27～]	①「ESDの10年」最終年に開催された「ESD」に関するユネスコ世界会議への参加、九州ESDの提言を発信[H26.1.6～H27.3.3] ②北九州ESDアクションプランの策定[H27.3.3] ③市民活動体制の整備[H28～H29～] ④市民センター館長等研修受講者数 ⑤まなびとSDステーションにおける大学生を中心とした地域課題解決のための取組み ⑥地域の活動者を講師とした「まなびと講座」の実施[H28～H29～] ⑦企業向けESD研修の実施[H27～] ⑧九州・中国地方の高校生を対象とした「マイプロジェクト」の開催[H27～]	①- ②- ③- ④- ⑤- ⑥- ⑦- ⑧-	①- ②- ③- ④- ⑤- ⑥- ⑦- ⑧-	①- ②- ③- ④- ⑤- ⑥- ⑦- ⑧-	①- ②- ③- ④- ⑤- ⑥- ⑦- ⑧-	①- ②- ③- ④- ⑤- ⑥- ⑦- ⑧-	B	会員の意見を吸い上げ、くみ取りながら「会員が主導となる組織運営づくりを行うことを目的として、令和5年度から新しい運営体制・合同委員会・活動委員会・未来委員会を継続したい。令和6年度は、「北九州ESDアクションプラン2021～2025」で定められたチーム運営等を中心に行なうことによる「出前講座等」を中心に、引き続き様々な主導体制により、これまでの活動の更なる推進を図りたい。特に、RCEの業務者・会議が担当するところでは、RCEの業務者・会議がより成功裏に運営していくため、当該会議の活動拠点として入居してきた北九州協議会の活動拠点として入居してきた北九州協議会の協力により、新たな拠点が決定したため、現行の事務局での保管品の整理、陳列及び新拠点への移動を行わなければならぬ。また、前事務局長の退任に伴い、令和6年4月から臨時事務局長代理となつているため、事務局の採用も含めて早急に検討を進めたい。	環境局		
41108	「男女共同参画センター」において、情報誌、ホームページやフェイスブック、ムーブメールで施設情報や講座、事業等の最新情報を迅速かつ広範囲に配信する。	8	「男女共同参画センター」において、情報誌、ホームページやホームページなどにて、情報誌やホームページなどで、情報参画センターに関する様々な情報を発信します。	①ホームページアクセス数 ②フェイスブックリーチ数 ③インスタグラムリーチ数 ④ムーブメール登録者数 ⑤ムービング!発行回数	①227,510件 ②17,078件 ③- ④374人 ⑤3回	①184,913件 ②13,864件 ③- ④375人 ⑤3回	①222,185件 ②15,311件 ③- ④376人 ⑤3回	①208,364件 ②222,540件 ③6,593件 ④393人 ⑤3回	①221,671件 ②16,621件 ③22,220件 ④419人 ⑤3回	A	インスタグラムでは画像の投稿だけでなく、リール動画やストーリー機能を活用したことで、従来からの読書量やデータが強化され、またリーチ数も増大した。ホームページについては、ユニバーサルデザインの観点から色のコントラスト比の修正やレスポンシブ対応などを行い、多様な人への情報保障に努めた。「ムービング!」内書誌情報コーナー「カタログ・エッジ」では、書誌情報の提供を通じて、エンターテイメントの充実などによる最新の動きと成果を紹介する。これに伴い、書誌情報を整理し、選書および評価され、青木玲子・赤瀬美穂著(2024年2月発行)『女性と図書』が刊行された。過去・現在・将来において、全国の特色ある男女共同参画センターの図書館として、カタログ・エッジおよびムービング!が取り上げられた。今後も「ムービング!」に加え、ホームページやフェイスブック、インスタグラム、ムーブメールを活用して、シェンターの視点からの最新情報や講座情報等を広域に提供していく。	総務市民局		
41109	本市における男女共同参画や女性活躍に関する市民の意識や課題を把握するため、調査を実施します。	9	「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施する。	「男女共同参画に関する市民意識調査」の実施	-	-	-	-	-	E	5年に一度の実施予定であり、次は令和9年度に行う。	総務市民局		
41110	第4次基本計画に掲げる施策の実施状況を把握するため、報告書を作成します。	10	第4次基本計画に掲げる施策の実施状況報告書の作成、公表を行い、報告書を作成する。	実施状況報告書の作成、公表実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施状況報告書の作成及び公表を行う。	総務市民局		

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現	
施策の方針 1 男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進	

具体的政策 (2) 男女共同参画の啓発を進める市民団体等への活動支援

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					今後の取組(課題や見直し)	局名		
				項目	R1年度 ①37回 ②3,056人	R2年度 ①10回 ②20人	R3年度 ①25回 ②1,304人	R4年度 ①29回 ②1,559人	R5年度 ①30回 ②1,792人			
41201	「男女共同参画フォーラムin北九州等の開催支援など、地域での広報・啓発事業を実施する、「北九州市女性団体連絡会議」との活動を支援します。	1	男女共同参画「北九州市女性団体連絡会議」との連携・協働及び活動支援をする。	男女共同参画フォーラム ①実施回数 ②参加者数	①25回 ②1,304人	①29回 ②1,559人	①30回 ②1,792人	A	今後も引き続き、北九州市女性団体連絡会議と協力をし、効果的な啓発活動を実施する。	総務市民局		
41202	地域で男女共同参画に取り組んでいるNPOなどの団体と協力し、地域における「男女共同参画に関する広報啓発事業」を実施します。	2	地域で男女共同参画に取り組んでいるNPOなどの団体と協力し、地域における「男女共同参画に関する広報啓発事業」を実施する。	地域における広報啓発事業 ①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,118人	①29回 ②937人	①28回 ②1,037人	①23回 ②1,279人	A	引き続き、地域で活動する団体と協力しあは報道発事業を行なう。幅広い層の市民の参加を促すために効果的な事業広報を行う。	総務市民局	
41203	「男女共同参画センター」のムーブフェスティで、市民が企画する男女共同参画に取り組む活動を高めるための活動を支援します。	3	働く場、地域などあらゆる場において男女共同参画の視点に立った意識が浸透し実感できる社会を目指して、市民の自主的な研究・実践活動を積極的に支援する市民企画事業を中心的に、講演会、イベント等の事業を実施する。	①市民企画事業数 ②主催事業数 ③参加者数	①89事業 ②5事業 ③33,218人	①89事業 ②4事業 ③29,088人	①96事業 ②4事業 ③34,970人	①95事業 ②5事業 ③32,000人	A	市民の自主的な研究・実践活動を積極的に支援するイメージであり、例年多くの市民に好評の事業のため、今後も引き続き、幅広い層の市民の参加を促し、男女共同参画に関する意識を高めるための活動支援を行う。	総務市民局	
41204	男女共同参画社会の形成やSDGsに資する「(公財)アジア女性交流研究所」の活動を支援します。	4	男女共同参画社会の形成やSDGsに資する「(公財)アジア女性交流研究所」の活動を支援します。	①研究報告会の実施回数、参加者数 ②ネットワークセミナーの実施回数、参加者数 ③アジア女性研究の発行部数 ④調査研究報告書の発行部数 ⑤アジア女性会議の実施回数 ⑥国際理解セミナーの実施回数 ⑦「Asian Breeze」の発行部数 ⑧クセス数 ⑨JICAの研修回数、参加者数	①10回 ②0人 (コロナの為延期) ③500部 ④2部 ⑤1回 ⑥1回 ⑦2回 ⑧1,000部 ⑨403回	①2回 ②80人 (コロナの為延期) ③500部 ④2部 ⑤1回 ⑥1回 ⑦2回 ⑧1,000部 ⑨2回	①2回 ②70人 (コロナの為延期) ③500部 ④2部 ⑤1回 ⑥1回 ⑦2回 ⑧1,000部 ⑨2回	①1回 ②70人 (コロナの為延期) ③400部 ④2部 ⑤1回 ⑥1回 ⑦2回 ⑧1,000部 ⑨2回	①1回 ②44人 ③400部 ④2部 ⑤1回 ⑥1回 ⑦2回 ⑧1,000部 ⑨2回	①1回 ②44人 ③58人 ④2部 ⑤1回 ⑥1回 ⑦2回 ⑧1,000部 ⑨2回	【調査・研究事業】 客員研究員による調査研究を行うとともに、セミナー開催活動を充実させる。 【交流・研修事業】 アジアを中心とした世界のジェンダー問題について、タイムリーナーで議論の場を提供するとともに、市民のSDGs(ジェンダー平等)に対する理解を促進するセミナーを開催する。 A 【情報収集・収信事業】 ホームページやフェイスブック等を通じて、タイムリーナーでジェンダー情報を発信を行う。 また、若い世代を対象的に取り込んでいため、SNSを活用した情報発信を充実させる。 【国際研修事業】 JICA研修員として来日する、アジアおよび世界各国の行政官とSDGs達成やジェンダー主流化推進への共通課題や方策を市民と共にディスカッションする場を設ける。	総務市民局

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方針 2 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的政策 (1) 男女共同参画に関する男性の理解促進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度			
42.01	多様な働き方の実現のため、企業への出前セミナーを実施します。	1	これから女性活躍に取り組む企業を対象とした「セミナー」やコンサルティング、企業の女性従業員及び管理監督者等を対象にした各種セミナー等を通じて、市内における女性活躍の推進を図る。 また、誰もがその個性と能力を十分に發揮し、仕事と生活（育児、介護、企業向け出前セミナー等への講師等派遣等）の両立ができる環境づくりや、多様な働き方の実現のため、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進（社会保険労務士）を直接企業に派遣するなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスを推進する企業の取組を支援する。	37回	19回	30回	26回	A	実施件数は前年度とほぼ横ばいであります。今後も、より多くの企業に支援が行き渡るよう、広報に力を入れつつ、実施方法についての柔軟な対応が求められる。市内企業等の意見を踏まえながら、効果的な広報実施方法について検討し、改善を図る。	総務市民局
42.02	「男女共同参画センター」で男性にとつての男女共同参画の意義を広く啓発するため、講演会などを実施します。	2	各種団体等からの依頼に応じ、テーマに沿った男女共同参画講座を実施し、性別による固定的役割分担意識の解消等についての理解促進につなげる。	7件 講師を派遣し、男女共同参画の推進を含めた講演等を実施回数、参加人数	3件 114人	3件 86人	11件 1,024人	A	希望する企業に対し、講師を派遣しての「ハラスメント講義を実施している。講義内容については好評を維持しております、更に多くの人に知ってもらうため、広報等に取り組む。	総務市民局
42.03	「男女共同参画センター」で男性のための電話相談を実施します。	3	男生臨床心理士による男性のための電話相談を月に4回、各2時間開設し、生き方や家族、仕事についての悩みなどの相談に応じる。	69件 電話相談件数	72件	78件	96件	A	男性の電話相談は増加傾向にある。男性に限定した相談事業は女性と比較し少ないのでから、今後も相談窓口の広報に努め、市民への周知を図る。	総務市民局

41

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方針 2 男性にとっての男女共同参画の推進

具体的政策 (2) 男性の家事育児、介護等家庭生活への参画促進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度 1回 21人	R2年度 1回 12人	R3年度 1回 18人		
42201	子育て中の夫婦を対象に、育児と仕事の両立のために夫婦の協力体制づくりを支援する講座を実施します。	1	女性が様々なライフイベントを迎えながらキャリア形成を諦めることなく働き続けるために、会社や家庭における支援体制を構築すべく、仕事効率化に資するタイムマネジメントなどのスキルやテレワークなど新しい働き方に関する知識を得るセミナーを実施し、女性活躍につながる働き方改革実践機運醸成や男性の育休取得促進などワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	実施回数・参加人数	1回 0人	1回 0人	1回 0人	E	21104の事業の中で実施
42202	男女の性別による固定的な役割分担意識にじらわれず、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象に様々なテーマで講座を開催します。	2	固定的な男女の性別役割分担意識にじらわれず、男性が積極的に家事や介護に参画するよう促す講座など、男性を対象に様々なテーマで講座を開催する。	男性向け講座数・参加延べ人 ①ムーブ(エプロン・おとこの魅 力カーブ・介護・父と子の料理) ②ディスもじ(男性セミナー) ③ディスやはま(男性セミナー)	①14講座 718人 ②開催せず ③2講座 124人	①9講座 232人 ②開催せず ③2講座 100人	①10講座 235人 ② - ③ -	①15講座 372人 ② - ③ -	A
42203	父親や祖父が子育てに関わる基本的な知識や技能を取得できる講座を開催します。	3	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事が休みの日に沐浴や妊娠疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。	①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,063人	①30回 ②424人	①34回 ②534人	①33回 ②731人	A
42204	出産・育児を夫婦が協力して取り組めるよう、「両親学級」を開催します。	4	就労する父親・母親が参加しやすいよう、すべての区において、土・日など仕事が休みの日に沐浴や妊娠疑似体験等の実習を取り入れた両親学級を開催する。	①実施回数 ②参加者数	①28回 ②1,063人	①30回 ②424人	①34回 ②534人	①33回 ②731人	A
42205	「家庭教育学級」で男女共に子育てについて学ぶ講座等を実施します。	5	家庭教育学級は、親などが家庭で子どもの教育をする心構えや、子どもの接し方、教育上の留意点など、家庭教育上の問題を相互学習の中勉強するもの。子どもの健全な成長、人格の形成にとって家庭教育は重要な意義を持つおり、家庭教育の振興の一環として学級を開設する。市民立幼稚園、小・中・特別支援学校は園・学校毎に開設し、市民センターで実施する。直営保育所は各保育所で実施する。私立幼稚園・保育所については、各連盟に委託し、各園にて実施する。	家庭教育学級開設数	319箇所	140箇所	208箇所	243箇所	B
42206	市民センター等における「生涯学習市民講座」で、男性の家事・育児・介護への参画を促進する講座を実施します。	6	市民センターでは、時事問題や地域課題の解決を目指す講座、社会貢献活動につながる講座、生きがいづくりを目的とした講座など、地域の特色を生かした講座、市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供する。	①生涯学習市民講座参加者数 ②生涯学習市民講座数	①144,429 124,765 ②899講 2,687講	① 56,844人 35,836人 ② 835講 901講	① 1,014人 97,014人 ② 891講	① 97,014人 ② 891講	B

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現	
施策の方向 3 子どもの頃から男女共同参画の理解の促進	

具体的政策（1）男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名
				R1年度	R2年度	R3年度	R4年度		
43101	若い世代が男女の固定的な役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に發揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進します。	1	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能力を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。男女平等意識の育成を図るため、男女平等意識等で指導を行う。男女平等の諸活動において、男女平等意識に基づいた役割活動の指導を行う。	実施	実施	実施	実施	A	近年の教科書では「男女」という文言は使用されていない。「男女が協力する」「一家庭の一員として協力する」、「男女の望ましい役割分担」という表現が「家族の一員としての望ましい役割分担」という表現が「家族の一員としての望ましい役割分担」、「男女が混合名簿の使用や男女別のない役割分担が行われており、既に男女により役割分担を行っており、今後もこの方針で指導を行っていく。」
43102	子どもの頃から性別にかかわらず個性と能を發揮していくよう、小・中学生向けの副読本「レッツ! 中学生用「ひひき愛」」の作成及び配布を行う。	2-1	次世代を担う子どもや若い世代が性別に関わらず個性と能を發揮していくよう、小・中学生向けの副読本「レッツ! 中学生用「ひひき愛」」の作成及び配布を行う。	①改訂 ②配布	①一部改訂 ②全校配布	①全面改訂 ②全校配布	①一部改訂 ②全校配布	A	令和3年度に副読本の全面改訂を行った。引き続き、小中学校に副読本の配布を行い、教育委員会と協力して学校での活用を図る。
43103	学校で性別にとらわれずに活動するため、児童生徒等の名簿の男女混合化を推進します。	3	若い世代が男女の固定的役割分担意識にとらわれず個性や能を十分に発揮できるよう男女共同参画の視点に立った学校教育を推進する。	実施	実施	実施	実施	A	「新版いのち」や「北九州子どもながらプログラム」を特別活動や特別の教科・道德等の年間指導計画に位置づけるように指導をしていく。人権教育ハンドブック「教職員研修」については、人権教育ハンドブック「教職員のためのLGBTQの子子どもたちの支援ハンドブック」等を活用し、性差や他者との差異にどう関わることなく、相手を大切にする指導を行うようにしている。
			個別的な人権課題である「女性等についても取り上げ教材等」についても取り扱うことができるよう活用の手引きを各教科の学習等で取り扱うことができるよう活用する。また、道徳科の授業でも取り扱うことができるよう年間指導計画にも位置付けられるようにする。					A	人権教育教材集「新版いのち」の中に、個別的な人権課題女性等が、発達段階を考慮して体系的に位置づけられている。この人権教育教材集の積極的な活用を図るよう、今後も周知に努める。
			個別的な人権課題である「女性等についても取り上げ教材等」についても取り扱うことができるよう活用の手引きを各教科の学習等で取り扱うことができるよう活用する。(127年度より「新版いのち」の活用率目標：小・中学校100%実績：小・中学校100%)					A	人権教育教材集「新版いのち」の活用率：活用率：100% 活用率：100% 活用率：100%

男女共同参画意識が浸透した社会の実現

3 方向の選択から男女共同参画の理解の促進

(2) 墓多井圖參画の裡占に立つた進路指導、キヤリ教養の推進

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現

施策の方向 3 子どもの頃から男女共同参画の理解の促進

具体的政策 (3) 子どもの健康教育・デートDVに關する理解の促進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度 ①21回 ②3340人	R2年度 ①13回 ②2,124人	R3年度 ①16回 ②2,410人			
43301	デートDV防止に取り組んでいる民間団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに関する理解を促進します。	1	デートDV防止に取り組んでいる団体と協力して、高校生や大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、デートDVに關する理解を促進する。	①実施回数 ②参加人数	①13回 ②2,124人	①15回 ②2,329人	①17回 ②2,607人	A	引き続き、団体と協力してデートDV予防教室を実施し、若年層に対するデートDV予防の広報啓発に努める。 総務市民局	
43302	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする運営会議を開催するため、医療・学校・行政等の関係者による運営会議を開催し、思春期保健連絡会の開催件数	2-1	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする運営会議を開催するため、医療・学校・行政等の関係者による運営会議を開催し、思春期保健連絡会の開催件数	①思春期保健連絡会の開催件数 ②思春期健康教室の開催件数	①1回 ②132回	①1回 ②112回	①1回 ②135回	①1回 ②148回	A	連携強化等のため思春期保健連絡会を開催した。運営会議等での意見を踏まえ、令和6年度は教育委員会と協議し、思春期健康教室の実施内容を全小学校4年生・特別支援学校を対象とした実施する。今後は、教育委員会と思春期健康教室のあり方の見直しを図る。 子ども家庭局
43302	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもにめぐらしく思春期健康教室の普及についてや性感染症等についての知識の普及を図る。	2-2	思春期保健連絡会に参加し、「情報共有を行うとともに、性感染症についての知識の普及を図る。	①思春期保健連絡会への参加 ②性感染症の知識についての普及	①不参加 ②実施	①参加 ②実施	①参加 ②実施	①参加 ②実施	A	思春期の子どもたちの現状や課題について、他機関と一緒に共有を行い、若い世代の方々にも関心を持つてもらえるようなエイズや性感染症の普及・啓発活動に活用する。 保健福祉局
43303	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもにめぐらしく思春期健康教室の普及についてや性感染症等について学習する機会としている。	2-3	北九州市市立小・中・特別支援学校に助産師をして派遣し、「生命の尊重」に加え、児童生徒の性感染症等について学習する機会としている。	小・中・特別支援学校での実施回数	132回	112回	①1回 ②135回	①1回 ②148回	A	連携強化等のため思春期保健連絡会を開催した。運営会議等での意見を踏まえ、令和6年度は教育委員会と協議し、思春期健康教室の実施内容を全小学校4年生・特別支援学校を対象とした実施する。今後は、教育委員会と思春期健康教室のあり方の見直しを図る。 子ども家庭局
43303	思春期の児童生徒どその保護者等に対して、健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図る。	2-4	思春期の児童生徒どその保護者等に対して、健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及を図る。	①小・中学校における性に関する指導の実施割合 ②小・中学校における健康教育の実施割合	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	A	現代社会における性情報の氾濫をうけ、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要となることを理解できるよう指導している。 今後も、児童生徒を取り巻く状況を踏まえた指導が実施できるよう、研修等を通じた指導の充実を図っていく。 教育委員会
43303	児童・生徒の差違段階に応じた健康教育や、各教科と関連付けて男女共同参画の理解を促進します。	3	健康教育にわける年間指導計画を教育指導計画の中に位置付ける。 児童生徒の実態や保護者や地域の実情を十分に考慮することも(に、各教科との関連を図る)。	健康教育にわける年間指導計画の中に位置付ける教育指導計画	100%	100%	100%	100%	A	今後も継続して、健康教育に関する年間指導計画を各学校において立案し、各教科との関連を図りながら、児童生徒の実態や保護者・地域の実情に応じた指導の充実に努める。 教育委員会

柱IV 男女共同参画意識が浸透した社会の実現	
施策の方針 4 防災における男女共同参画の推進	

具体的政策 (1) 男女共同参画の視点や人権に配慮した地域防災対策の推進

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
44101	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大を図る。	1	防災対策に関する方針決定過程において、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大を図る。	女性委員の割合	41.8%	42.6%	42.9%	46.6%	41.0%
44102	自主防災組織での女性の参画を推進するため、各種研修会等への参加を促します。	2	福岡県女性防火クラブ連絡協議会が開催する各種研修会等への参加	福岡県女性防火クラブ連絡協議会等へ参加し、男女共同参画の視点を取り入れた防火・防災に取り組む。	研修会に参加	研修会に参加	研修会に参加	A	引き続き、各機関・各団体等からの協力を得ながら、女性参画率の向上を目指す。
44103	安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図る。	3	防災対策の推進のために、安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図る。	出前講演の実施	84回	31回	25回	24回	27回
44104	乳幼児や妊娠婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営などに取り組みます。	4-1	①熊本地震における避難所の状況や課題を精査し、「女性の視点」等も重視した「避難所運営マニュアル」の改訂 ②女性や子育て世代に配慮した備蓄物資の充実強化 ③避難所運営に関する出前講演(HUG会七)	①「避難所運営マニュアル」の改訂 ②備蓄品（ミルク、哺乳瓶、おむつ、おしゃりふき、生理用品、バーテーションの購入） ③出前講演の実施	①備蓄完了（次年3月31日） ②備蓄完了（次年3月31日） ③備蓄完了（次年3月31日）	①準備完了（次年3月31日） ②準備完了（次年3月31日） ③準備完了（次年3月31日）	①準備完了（次年3月31日） ②準備完了（次年3月31日） ③準備完了（次年3月31日）	A	引き続き、備蓄物資の充実強化等を通じ、地域住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策を推進する。
44105	大雨等の災害時に通常の予定避難所で受け入れ困難な妊産婦等を受け入れるため、市内東西の子育て支援施設（東部：子育てふれあい交流プラザ、西部：子ども・子育て支援センター）と連携を開設する。	4-2	大雨等の災害時に通常の予定避難所で受け入れ困難な妊産婦等を受ける場合に備え、施設及び施設内に在住している建物管理者などと体制や備蓄品について確認。	避難所開設実績なし	避難所開設実績なし	避難所開設実績なし	避難所開設実績なし	A	・危機管理体制や区防災担当と連携する。 ・開設する基準や体制等については、適宜見直しを行う。 子ども家庭局
	大規模災害発生時等に女性相談窓口を設置します。	5	災害時には各都市の男女共同参画センターと連携を取り、情報収集をする。	システムによる情報収集実施	システムによる情報収集実施	システムによる情報収集実施	システムによる情報収集実施	B	引き続き、情報発信および情報収集中に努める。
									総務市民局

柱V	女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現
----	----------------------------

施策の方針 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策（1）配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				進捗	今後の取組（課題や見直し）	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度				
51101	DVやデーターDVに関する理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	1	DVやデーターDVに対する理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	DV等公共施設に設置する。また、出前講演や学校等の要望に応じてデーターDV予防啓発リーフレットを配布する。さらに、内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)に連動してムーブ!階交流広場において身体的暴力だけがDVではありません」のパネル展示を行う。	パネル展示 データーDVファシリテーター・フォローアップ講座	実施	実施	一部実施	日	予防啓発カードの設置、パネル展示やリーフレットの配布を引き続き実施する。 なお、データーDVファシリテーター・フォローアップ講座は必要時の開催とする。	総務市民局
51102	データーDVに関する理解を促進するため、高校生・大学生等若年層に対するデーターDV予防教室を実施します。	2	データーDVに対する理解を促進するため、高校生・大学生等の若年層に対して出前講座を実施し、データーDVに関する理解を促進する。	データーDV予防教室 ②参加人数	①13回 (2,340人)	①16回 (2,410人)	①15回 (2,329人)	①17回 (2,607人)	A	引き続き、団体と協力してデーターDV予防の広報啓発に努める。 若年層に対するデーターDV予防の広報啓発に努める。	総務市民局
51103	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)に合わせ、様々な啓発活動を実施します。	3-2	女性に対する暴力をなくす運動に合わせて、新聞やフリーペーパーなどで広報を行います。	①新聞 ②フリーペーパー ③インターネット広告	①4件 (2件)	①8件 (2件)	①4件 (2件)	③1件	-	広報については事業終了。今後は男女共同参画センター等の施設をライトアップし、PRを行う。	総務市民局
51104	市政により、市政テレビ、SNS等、様々な媒体を通じて、女性の入権問題等に関する広報・啓発活動を行います。	4	市政により、市政テレビ、SNS等、様々な媒体を通じて、女性の入権問題等に関する広報・啓発活動を行います。	毎年、内閣府の「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、福岡県弁護士会北九州部会と共催で、弁護士や相談員、各役所子ども・家庭相談コーナー相談員等による電話相談（ホットライン）を実施している。 ①女性への暴力相談ホットライン ②女性への暴言相談ホットライン ③女性による入権問題相談ホットライン	①女性への入権侵害相談ホットライン ②女性への暴力ゼロネットワーク ③性別による入権侵害相談ホットライン （電話相談件数、面接相談件数）	①12件 (2件) ②7件 (3件) ③10件 (3件)	①19件 (2件) ②11件 (3件) ③84件	①14件 (2件) ②7件 (3件) ③40件	①10件 (1件) ②13件 (3件) ③89件	女性への入権侵害や暴力被害にに対して、専門的な相談内容が気軽に相談できる場を提供するため、引き続き、福岡県弁護士会北九州部会等と連携し、ホットラインを開催する。	総務市民局
51105	様々な入権課題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権問題で、女性の人権問題等に関するテーマを取り上げます。再掲	5	市政により、市政テレビ、市共同参画社会の推進や女性の入権問題等に関する情報を発信する。	No.41105の再掲					A	引き続き、市政により、市政テレビ、市共同参画社会の推進や女性の入権問題等に関する情報を発信する。	市長公室
51106	人権を尊重し、暴力を許さない意識を醸成するため、幼稚から高校生まで、挙げます。人権教育を推進します。	6	幼稚から高校生まで、発達段階に応じた人権教育を推進する。	No.41105の再掲					A	児童生徒の人権意識高揚のため、創意工夫した人権学習の光実をを目指し、今後も人権教育対策「新規版」、「明日への伝言板」等を活用するよう周知を継続する。	教育委員会

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					今後の取組（課題や見直し）	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			
51107	人権を尊重し、暴力を許さない意 識と学校の教職員等に対して人権 研修を実施します。	7-1	①北九州市家庭支援推進保育 研修会開催数、参加人数 ②人権同和保育推進のために研修会に参加	①北九州市家庭支援推進保育 研修会開催数、参加人数 ②参加人數等研修数、参加人 数	①1回、90 人 ②研修、 7人参加 34人参加	①1回、48 人 ②研修、 19人参加	①1回、48 人 ②研修、 20人参加	①1回、48 人 ②研修、 19人参加	①家庭支援保育所以外の保育所にも参加の呼びかけ を検討し継続する。 ②「人権教育ハンドブック」や他の発刊物を活用した教職員研修を推進するよ う、教育センターと連携を図り周知を行う。	A	子ども家庭局 教育委員会
	8	7-2	保育所の職員及び学校の教職員等に対する人権教育に関する研修を 実施する。	「人権教育ハンドブック」を活 用した研修の実施 目標:100% 実績:100%	実績: 92.4%	実績: 100%	実績: 100%	実績: 100%	教職員の人権意識高揚のため、「人権教育ハンドブッ ク」や他の発刊物を活用した教職員研修を推進するよ う、教育センターと連携を図り周知を行う。	A	保健福祉局
	8		年1回、地域の民生委員の代表である地区会長に対して、重要課題の ひとつである人権問題を中心には、昨今の福祉課題を的確にどう見る研 修を実施する。 また、各地区において伝達研修を行い、全民生委員への周知を図って いる。	①研修日 ②参加者数 ③研修テーマ	①令和3 年3月29 日(月) ②133名 ③(1)高 齢者虐待 (2)「ひき こもり」と 新型コロ ナウイル ス感染症 拡大防止 のため中 止)	①令和4 年3月24 日(木) ②133名 ③(1)高 齢者虐待 (2)「ひき こもり」と 成年後見 制度につ いて(3)自 殺対策 (4)児童 虐待につ いて	①令和3 年3月29 日(月) ②133名 ③(1)高 齢者虐待 (2)「ひき こもり」と 児童 虐待につ いて	①令和5 年3月21 日(木) ②133名 ③(1)人 権文化の まちづくり 市の防災 題部落 について」 (2)「身体障 がい者の相 談員及び 的障がい者 の相談 員に相談 して(3)孤 独対策につ いて」	今後も様々な研修や会議を通じ、人権意識の高揚を 図っていく。	A	保健福祉局
51108	民生委員・児童委員等の地域の福 祉関係者に対して、人権を尊重し、 暴力を許さない意識を醸成するた めの啓発を実施します。	8	年1回、地域の民生委員の代表である地区会長に対して、重要課題の ひとつである人権問題を中心には、昨今の福祉課題を的確にどう見る研 修を実施する。 また、各地区において伝達研修を行い、全民生委員への周知を図って いる。	①研修日 ②参加者数 ③研修テーマ	①令和3 年3月29 日(月) ②133名 ③(1)高 齢者虐待 (2)「ひき こもり」と 新型コロ ナウイル ス感染症 拡大防止 のため中 止)	①令和4 年3月24 日(木) ②133名 ③(1)高 齢者虐待 (2)「ひき こもり」と 成年後見 制度につ いて(3)自 殺対策 (4)児童 虐待につ いて	①令和5 年3月21 日(木) ②133名 ③(1)人 権文化の まちづくり 市の防災 題部落 について」 (2)「身体障 がい者の相 談員及び 的障がい者 の相談 員に相談 して(3)孤 独対策につ いて」	今後も様々な研修や会議を通じ、人権意識の高揚を 図っていく。	A	子ども家庭局	

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
51109	保育所の職員や教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者へのDV被害者に対する啓発、周知を行い、DV被害者の子どもとの早期発見に努めます。	9 9-1	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催 ②人権同和保育推進のために研修会に参加	①北九州市家庭支援推進保育研修会開催数、参加人数 ②研修修了者等研修修了者数	①1回、90人 ②34人 参加	①1回、50人 ②3研修 参加	①1回、48人 ②8研修 参加	①1回、49人 ②8研修、20人 参加	①1回、48人 ②9研修、19人 参加	A	①家庭支援保育所以外の保育所にも参加を呼びかける ②力を検討し継続する。 DV被害の早期発見に努めるためには、学校、教育委員会、各関係機関(子どもも含む)、家庭相談センター、各区子ども家庭相談科(警察等)の情報共有を正確、かつ迅速にを行い、連携を強化していく必要がある。DVのケースは増加しており、スピーディーに対応するための連携強化に努める。	子どもも家庭局 教育委員会
			・生徒指導・学校支援ラインの区担当指導主事が、学校訪問による教室巡回のことや、教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者が、子どもの見習いや地域・関係機関からの情報により、DV被害者の子どもとの早期発見に努める。状況によっては、スクールソーシャルワーカーを派遣し、関係機関と連携しながら実態把握を行う。また、生徒に関する指導助言を行う。 ・担当課長及び指導主事、スクールソーシャルワーカーが北九州市要保護児童対策専門会議及び各区要保護児童対策実務者会議に参加し、各機関との連携を図る。	適切な対応の実施	実施	実施	実施	実施	実施	A	DV被害の早期発見に努めるためには、学校、教育委員会、各関係機関(子どもも含む)、家庭相談センター、各区子ども家庭相談科(警察等)の情報共有を正確、かつ迅速にを行い、連携を強化していく必要がある。DVのケースは増加しており、スピーディーに対応するための連携強化に努める。	子どもも家庭局 教育委員会

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (2) DV被害相談体制の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗	今後の取組(課題や見直し)	局名
51201	「配偶者暴力相談支援センター」や「各区子ども・家庭相談センター」での相談体制の充実を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」に配属指揮員(スーパーハイサー)を配置します。	1	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーの相談員を配置する。	統括指導員1名を巡回配置	配置	配置	配置	配置	配置	A	統括指導員(スーパーハイサー)のスキルを向上させるために、各区子ども・家庭相談コーナー相談員との連携を図る。	子どもも家庭局
51202	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含めた子ども家庭に関するあらゆる相談をいどむ相談室で応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等でそれらの相談内容に応じた支援対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	2	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談内容に応じた支援対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	研修実施及び参加	A	各区の子ども・家庭相談コーナーの相談員が、家庭と周囲と連携しながら、相談者ひとり一人の不安や負担感の軽減を図る。	子どもも家庭局
51203	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。	3	民生委員・児童委員は、特に福祉分野(高齢者・障害のある方・子どもなどの地域住民が必要なサービスを行っている)の「つなぎ役」となり、地域を見守る。	相談・支援件数	70,635件	55,395件	59,555件	61,012件	58,148件	A	今後も地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。	保健福祉局
51203	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。	3	民生委員・児童委員は、特に福祉分野(高齢者・障害のある方・子どもなどの地域住民が必要なサービスを行っている)の「つなぎ役」となり、地域を見守る。	相談・支援件数	70,635件	55,395件	59,555件	61,012件	58,148件	A	今後も地域住民が必要なサービスを受けられるよう関係機関との「つなぎ役」となり、地域の見守りを行う。	子どもも家庭局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
51204	高齢者、障害のある人など、相談者の状況に応じて、関係機関が連携して対応します。	4-1	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等との連携による対応を行います。	虐待等の相談件数	3,639件	3,909件	5,157件	R4年度 R5年度 R6年度	進歩
		4-2	No.32305の再掲	No.32305の再掲					保健福祉局
51205	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のとおり実施す る。「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のように実施す る。①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活し ベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣 ③無料入国・在留・国籍手続 相談会の開催 ④行政書士会との共催 ⑤弁護士会北九州支部会と の共催 ⑥外国人支援機関連絡会 議の開催	5	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のように実施す る。「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下のように実施す る。①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活し ベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣 ③無料入国・在留・国籍手續 相談会の開催 ④行政書士会との共催 ⑤弁護士会北九州支部会と の共催 ⑥外国人支援機関連絡会 議の開催	①38件 ②10件 ③3件 ④395件 ⑤195件 ⑥2回	①44件 ②13件 ③0件 ④1,201件 ⑤191件 ⑥2回	①37件 ②15件 ③2件 ④1,120件 ⑤170件 ⑥2回	①54件 ②16件 ③0件 ④960件 ⑤170件 ⑥2回	日	政策局
51206	男性のDV被害者に対して、「配偶者暴力相談支援センター」や各区分共同参画センターにおける男女機関と連携して相談に応じます。	6-1	各区分に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子ども家庭に関するあらゆる相談を受け、母子家庭の自立支援、DV被害者に対する対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じます。	①男性のための電話相談件数 ②うちDVに関する相談件数	5件	20件	14件	6件	A
		6-2	男性臨床心理士による「男性のための電話相談」(月4回、各2時間)を開設し、男性DV被害者、加害者からの相談に応じている。	①男性のための電話相談件数 ②うちDVに関する相談件数	①69件 ②24件	①78件 ②33件	①96件 ②20件	①126件 ②1件	A
51207	「配偶者暴力相談支援センター」、各区分子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員のスキル向上のため、研修会の実施や福岡県等主催の研修会へ派遣を行います。	7-1	各区分に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子ども家庭に関するあらゆる相談を受け、母子家庭の自立支援、DV被害者に対する対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じます。	研修実施及び参加 研修実施及び参加	研修実施 研修実施	研修実施 研修実施	研修実施 研修実施	研修実施 研修実施	総務市民局
		7-2	相談員を内閣府、福岡県、子ども家庭局等主催の研修に参加させ、幅広い知識と実践力を修得せざる。学んだ内容は伝達研修により、知識等を共有する。	実施 実施 実施 実施	(一部オンライン開催及び中止) (一部オンライン開催及び中止)	(一部オンライン開催及び中止) (一部オンライン開催及び中止)	(一部オンライン開催及び中止) (一部オンライン開催及び中止)	実施 実施 実施 実施	総務市民局

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方針 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援

具体的政策 (3) DV被害者保護体制の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容					今後の取組(課題や見直し)	局名	
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度			R5年度
51301	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等、適切な保護を実施します。	1	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	保護件数	29件	28件	16件	25件	22件	A	子ども家庭局
51302	DV被害者の安全確保のため、必要に応じて警察への情報提供や関係機関等への同行支援を行います。	2	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談をいどつの窓口で受け、母子家庭の自立支援、DV被害者に対する対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援、対応を行うとともに、必要に応じて他の機関とのサービス・支援へつなげる。	必要に応じて、DV被害者の同行支援等を実施。	実施	実施	実施	実施	実施	A	子ども家庭局
51303	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設の職員に対して、必要な情報提供やDVに対する理解促進のために研修を行います。	3	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	保護件数	29件	28件	16件	25件	22件	A	子ども家庭局
51304	緊急一時保護施設入所中のDV被害者に対して、医療機関への同行など必要な支援を行います。	4	緊急に保護を行う必要のある母子・婦人を一時的に保護し、当面の生活の安定を図る。	保護件数	29件	28件	16件	25件	22件	A	子ども家庭局
51305	DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。	5	DVシェルター(避難所)を運営する民間団体に補助金を交付し、その活動を支援する。	補助金交付	2ヶ所	実施	実施	実施	実施	A	子ども家庭局

52

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現	
施策の方針 1 女性に対する暴力の防止及び被害者の支援	

具体的政策（4）DV被害者の自立支援の充実及び二次被害防止や情報管理の徹底

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
51401	区役所の子ども、家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子ども家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するども緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。（再掲）	1	No.51202の再掲						子ども家庭局
51402	同伴する子どもがいるDV被害者に対して、必要に応じて自立支援のための施設において保護します。	2	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども、家庭相談コーナーを配置する。談員を支援するための統括指導員（スーパーバイザー）を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	A 引き続き実施する。	子ども家庭局
51403	DV被害者に対して、市営住宅の入居申し込みに際して、優先入居の取り扱いを行います。	3	DVを理由とした婦人保護施設や生活支援施設の退所者等について、その居住の安定を図り自立を支援するため定期募集の住宅団地等に集（点数選考）において、優先入居の取り扱いを行っている。	DV対象者の申込件数、斡旋件数	申込件数 9件	申込件数 7件	申込件数 9件	申込件数 14件 斡旋件数 7件 斡旋件数 6件	都市整備局 DV被害者への優先入居の取り扱いは今後も継続して実施する。
51404	DV被害者に対して見童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	4-1 4-2 4-3	4-1 生活に困窮するDV被害者からの相談があつた場合は、子ども、家庭相談コーナーの相談員がいのちをつなぐネットワークコーナーの相談員と連携しながら、適切な情報提供や助言を行うようにしている。 4-2 生活保護制度に関する情報提供や助言を行うとともに、生活保護の適用をする。 4-3 配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども、家庭相談コーナーを配置する。談員を支援するための統括指導員（スーパーバイザー）を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	A 今後も実施していく	保健福祉局
51405	DV被害者やその子どもの支援について、各区保健福祉課「子ども総合センター」、「保健福祉センター」等の関係機関と連携します。	5	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども、家庭相談コーナーの相談員を支援するための統括指導員（スーパーバイザー）を配置する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	A 引き続き実施する。	子ども家庭局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）			
				項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗	
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の情報について、住民基本台帳等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	6-1	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「児童虐待の防止等に関する法律」に規定するストック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらいに準ずる行為の加害者が、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並に戸籍の附箋の交付制度を不当に利用してそれらの行為の被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図る。	適切な対応を実施	実施	実施	実施	実施	A	前年度同様に住民基本台帳事務処理要領に基づき、適切な対応を行います。	総務市民局
		6-2	住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行うにあたっては、DV被害者等の情報について慎重に対応するよう心がける。	適切な対応を実施	実施	実施	実施	実施	A	今後もDV被害者等の情報について厳重な管理に努める。	保健福祉局
		6-3	介護保険システムにおけるDV対象者情報の管理をする。	適切な対応を実施	実施	実施	実施	実施	A	個人情報の取扱いに十分留意しながら業務を継続する。	保健福祉局
		6-4	市税証明書・行業登録等において、住民基本台帳の閲覧等の制限対象となるているDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行う。	住民基本台帳の閲覧等の制限対象などしているDV被害者等の住所等の情報を本人以外に開示しない取扱いを行っている。なお、閲覧制限対象者の件数については、市民課が受け付けて対応しているため、市民課での受け付け件数に基づいて対応している。	実施	実施	実施	実施	A	個人情報の取扱いに十分留意しながら業務を継続する。	財政・变革局
		6-5	市営住宅の入居要件確認のために提出された住民票は、厳重に倉庫で保管する。また、総合窓口化に伴う新システム導入(平成22年1月導入)に合わせて、市営住宅管理システムでもDV被害者等の情報管理が可能となるシステム構築を行った結果、入居者情報と住基登録との連携によってDV被害者情報のデータが確認できるようになった。システム画面上で連携することで、閲覧対象者を制限し、誰もが閲覧できないよう権限付与を厳格に行う。	適切な対応を実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も継続的な情報管理を実施し、システム上では閲覧対象者のアクセス権限付与を厳格に実施する。	都市整備局
		6-6	選挙人名簿からDV被害者等の情報を抹消したうえで閲覧に供する。	選挙人名簿の閲覧回数(閲覧回数/7区の計)66回	(閲覧回数/7区の計)62回	(閲覧回数/7区の計)61回	(閲覧回数/7区の計)61回	(閲覧回数/7区の計)61回	A	引き続き、DV支援情報の提供を受けた場合の事務処理には遺漏の無いように留意する。	行政委員会事務局
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の情報について、住民基本台帳等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	7-1	DV被害者の情報漏洩を防ぐため、相談窓口や各種手続をを行う窓口等において、情報管理を徹底するにともなく、住民基本台帳の閲覧等、被害者情報を保護し、安全を確保する取組を行います。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局
		7-2	DV被害者に關係する各種証明書等については、必要に応じて情報提供や助言を行う。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も、DVに関する相談に、必要時、タイムリーな情報提供や助言を行う。	総務市民局
51407	DV被害者が同伴する子どもが接見禁止命令の対象となった場合は、警察署等の関係機関と連携を図り、適切な対応をします。	8	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーを配置する。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局
		9	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関する相談をひどい状況で受け、母子家庭の自立支援、対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	総務市民局
51408	関係機関の連携を図るために、警察署・保健土産等の関係機関と連携を図り、DV被害者への効果的な支援に關係する。	8	配偶者暴力相談支援センターに、各区子ども・家庭相談コーナーを設置し、子どもと家庭の相談をひどい状況で受け、母子家庭の自立支援、対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局
51409	関係機関の連携を図るために、警察署・保健土産等の関係機関と連携を図り、DV被害者への効果的な支援に關係する。	9	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関する相談をひどい状況で受け、母子家庭の自立支援、対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	問い合わせ、相談内容に応じて適切に実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	項目		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進捗	今後の取組（課題や見直し）	局名
				実施内容	実施	実施	実施	実施	実施	実施			
51410	関係機関の連携を図るために、「北九州都市DV対策関係機関連絡会議」において、警察、法務省、弁護士会等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関する情報共有や意見交換を行います。	10	北九州市DV対策関係機関連絡会議ににおいて、警察、法務省、弁護士会等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関する情報共有や意見交換を行います。	①福岡県DV対策連絡協議会 ②配偶者暴力相談支援センター連絡会議 ③小倉北区役所DV関係機関連絡会議 ④八幡西区役所DV関係機関連絡会議 ⑤北九州市DV対策関係機関連絡会議	実施	実施	実施	実施	実施	A	今後も警察、婦人救護施設、子ども家庭コーナーとの連携を強化する。	総務市民局	
51411	DV被害者が同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州都市保健児童对策地域連絡会議」などとの連携を図ります。	11	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援、対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	各区の子ども・家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有等を図る。	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	
51412	DV被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、市外関係機関と連携を図り必要な支援を行います。	12	各区役所に「子ども・家庭相談コーナー」を設置し、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、母子家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等、それぞれの相談に応じた支援、対応を行うとともに、必要に応じて他の機関のサービス・支援へつなげる。	各区の子ども・家庭相談コーナーにおいて、要保護児童対策実務者会議を開催し、警察、医療機関等の関係機関との情報共有等を図る。	実施	実施	実施	実施	実施	A	引き続き実施する。	子ども家庭局	

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方針 2 ハラスメント等の防止に向けた広報啓発や相談の実施

具体的政策 (1) ハラスメント等の防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
52.101	「男女共同参画センター」でセクシャル・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント等、ハラスメントの防止に関する出前講習、啓発冊子の配布や出前講習DVDの販売を実施します。	1	平成19年度に発行した『職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止研修冊子を改定し、平成29年3月に発行した『ハラスメント防止冊子』知らないつて怖い!職場のハラスメント』を使用した出前講座を実施する。	①7件 ②270人	①3件 ②114人	①3件 ②86人	①11件 ②1024人 ③287人	A	希望する企業に対し、講師を派遣してこのハラスメント講座を実施している。講義内容については好評を維持し、更に多くの人に知つてもうため、広報等に取り組む。
52.102	企業等の事業者に対して、職場におけるハラスメントを防止するため、セクシャル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に関する出前セミナー等を実施します。	2	事業主や働く人が働き方の見直しを図り、仕事と子育て・介護等との両立の一層の理解を促進するため、企業等事業者の要望に応じて講義内容をカスタマイズして講師を派遣する出前セミナー・ワーク・ライフルランス推進のための各種支援、就業規則に開拓する必要なアドバイスを無料で行う「アドバイサー(社会労務士)派遣」(1社4回まで)を実施し、その中で、長時間労働の抑制や生体の取得・促進、育児制度を利用しやすく、妊娠婦が働きやすい職場環境づくりに向けた出前セミナー等を実施します。	37回	19回	30回	26回 27回	A	実施件数は前年度とほぼ横ばいであります。今後もより多くの企業に支援が行き渡るよう、広報に力を入れつつ、実施方法についての柔軟な対応が求められます。
52.103	「北九州イクボス同盟」を中心とした「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革に努めます。	3	「北九州イクボス同盟」等において、HP等で先進事例の紹介や、階層別研修会等を実施し、経営者・管理職の意識改革に努めます。	①2回 ②2回	①2回 ②2回	①99回 ②2回	①5回 ②2回	A	経営者・管理職の意識改革を図るために研修会等を実施するとともに、企業の取組支援や人材確保支援の旬日を図る。「イクボス」や「北九州イクボス同盟」の認知度向上や企業PRの充実により、同盟の拡大を図る。
52.104	様々な人権問題のひとつとして、人権講演会やラジオ、広報紙等による人権啓発事業や、女性の人権問題等に開拓するテーマを取り上げます。(再掲)	4	No.41105の再掲						保健福祉局
52.105	「男女共同参画センター」で職場におけるセクシャル・ハラスメント・マタニティ・ハラスメント等を含めた人権問題に対する相談を実施します。	5	人権問題相談や一般相談等の電話相談や面談でセクシュアル・ハラスメント等の相談に応じます。	①1,865件 ②性別による人権侵害相談総数 ③セクシュアル・ハラスメント件数 ④マタニティ・ハラスメント件数 ⑤ハラスメント件数	①1,032件 ②102件 ③3件 ④2件 ⑤3件	①3,083件 ②84件 ③3件 ④2件 ⑤0件	①3,446件 ②90件 ③71件 ④40件 ⑤6件	A	会後も相談を継続する。相談内容に応じて、ハラスメント関係の支援部署につなぐなどの対応を行う。
52.106	市の職場におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」を周知徹底し、各職場での研修を継続的に行います。また、「ハラスメント防止」等を含めた人権問題に対する相談を実施します。	6	職場におけるハラスメントの未然防止のため、「ハラスメント防止ハンドブック」や「ハラスメント」等を用いて、各職場において研修を実施する。	各職場において年1回	各職場において年1回	各職場において年1回	おいて年1回	A	「ハラスメント防止要綱」「ハラスメント防止ハンドブック」等の開拓徹底を図り、各職場においてハラスメント防止を実施し、ハラスメントの未然防止に努める。
52.107	教育現場におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」を周知徹底し、各職場での研修を継続的に行います。また、「ハラスメント防止」等を含めた人権問題に対する相談を実施します。	7	各学校において、研修用冊子「学校におけるセクハラをなくすためハラスメント防止研修の実施」(毎年実施)20校修を、各所屬において配属後すみやかに実施する。	1回	1回	1回	1回	A	ハラスメント防止研修の中でのハラスメント相談体制を周知し、教職員に相談の仕組みを浸透させていくことで、相談ややすい環境をつくり、学校におけるハラスメント防止に対する共通認識を高め、教職員のモラル向上及び管理職へのハラスメント防止の意識向上を図るために、研修資料の内容を工夫していくから、引き続き各学校・園において定期的かつ継続的な研修を実施していく。

柱V	女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現
----	----------------------------

施策の方針 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

具体的政策 (2) 性犯罪等防止に向けた広報啓発や相談の実施

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				進捗	今後の取組（課題や見直し）	局名
				項目	R1年度 ①実施回数 ②受講人数	R2年度 ①0回 ②20名	R3年度 ①0回 ②20名			
52201	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図ります。	1	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図る。		①実施回数 ②受講人数	①5回 ②122名	①0回 ②20名	①1回 ②20名	①4回 ②63名	A 繼続して女性防犯セミナーを実施し、防犯意識の向上を図る。
52202	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」で、性犯罪被害者やその家族・遭族の相談に対応します。	2	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」の設置により、犯罪被害者やその家族・遭族が、直接的な被害やその後の精神的・経済的な問題、地域での孤立等による問題を解決するための相談体制を整える。					実施	実施	A 引き続き、関係機関と連携しながら当該センターの円滑な運営及び周知徹底を図る。
52203	「犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図ります。	3	犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図る。					未実施	実施 (R2.11.18 (R3.3.1))	A 今後も継続して会議を開催し、関係機関と情報共有を図る。

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

施策の方向 3 生涯を通じた女性の健康支援

具体的政策 (1) 若い世代における性に関する理解・尊重

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組(課題や見直し)	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
53101	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、「思春期保健運営会」を開催し、思春期の子どもに対して「健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及」ため、「思春期健教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。(再掲)	1-1 1-2 1-3 1-4	No.43302-1の再掲 No.43302-2の再掲 No.43302-3の再掲 No.43302-4の再掲	No.43302-1の再掲 No.43302-2の再掲 No.43302-3の再掲 No.43302-4の再掲					子ども家庭局
53102	学校等における適切な性教育を実施するため、健教室等を開催します。	2	年に1回、保健主事を対象とした講習会を開催する。学校保健、学校安全・食育・学校給食のそれぞれの視点より、学校での健教室を実施するに当り、必要事項や押さえるべき内容について周知・指導を行う。加えて、健康教育に関する時事問題について、知識を深めるために、講師を招聘して、内容の周知を図る。	「心の減災～災害後の心理的被災者の保健主事のため、講習会を開催するに当り、必要なこと～」	令和13年 度はオンライン型で実施した。	令和4年 度はオンライン型で実施した。	令和5年 度はオンライン型で実施した。	A	保健福祉局
53103	HIV/AIDS、性感染症の予防のため「レッドリボン・キヤンペーン」など、広報・啓発を行います。	3	WHO(世界保健機関)が12月1日を『世界エイズデー』と定め、エイズに関する啓発活動等を実施し、本市においても、エイズについての正しい知識の普及・啓発や相談・検査体制の情報提供を行った。	①世界エイズデー(12月 レッドリボン・キヤンペーンとして、関係各所でチラシ・ポスター・広告掲示板に広告看板・モニター設置・ウェブ広告を実施) ②エイズの広報活動(同性愛者向け啓発活動)③市ホームページなど広報媒体を活用した啓発等 ④パンフレット、チラシ、啓発資料(エイズ、性感染症について)作成・配布	①実施 ②10/19 ③実施 ④実施	①実施 ②10/23 ③実施 ④実施	①実施 ②10/28 ③実施 ④実施	A	保健福祉局

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現	
施策の方針 3 生涯を通じた女性の健康支援	

具体的政策 (2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	実施内容				今後の取組（課題や見直し）	局名
				項目	R1年度	R2年度	R3年度		
53201	妊娠や出産に関する悩みを抱える人に適切な情報提供を行い、必要な支援につなげます。	1	①妊娠・出産等に関する相談事業 ②養育支援訪問事業	①相談対応件数 ②利用世帯数	①134件 ②17世帯	①139件 ②14世帯	①134件 ②14世帯	①115件 ②17世帯	A 養育支援訪問事業は、令和6年度4月からマンドケア一支援訪問事業と統合し、子育て世帯訪問支援事業を実施している。 子どもも家庭局
53202	妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供し、母子の健康の保持促進を図るため、母子健康手帳の交付を行います。	2	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識について保健指導を行うなど、母子の健康の維持および増進を図る。また、妊娠検診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境をつくりを推進する。	①母子健康手帳の交付率 ②母子健康手帳の交付案内の配布	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	①100% ②100%	A 母子健康手帳の交付時の専門職による面接や情報提供等を実施する。
53203	市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達等で個別相談や保健指導を実施します。	3	市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的に実施し、出産や育児、子どもの成長発達について個別相談や保健指導を実行する。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行った。	①妊娠婦・乳幼児なんでも相談 ②保健室開催数 ③見教室開催数	①134箇所 ②414回	①117箇所 ②135回	①129箇所 ②32回	①130箇所 ②202回	A 今後もあらゆる機会を通じて事業の周知を図り、利用を促進する。
53204	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行います。	4	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行った。	食育教室開催回数	47回	21回	29回	41回	A 今後も事業を継続する。
53205	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4カ月までの質問票による産後うつ質問票の実施件数により継続支援した件数	5	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後うつを把握するため、家庭訪問時ににおいて、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を実施し、産後うつに対して早期に応付する。	①専門職による産後うつ質問票実施件数 ②質問票による実施に応じた件数	①5,796件 ②897件	①5,474件 ②603件	①5,515件 ②550件	①5,261件 ②336件	A 子育ての孤立化を防ぎ、地域での見守り体制を充実し、いぐため、関係機関と連携し、事業の推進を図る。
53206	妊婦や乳幼児の疾病または異常の発見および防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の定期的な健診の機会を提供する。 (妊娠健康診査、先天性代謝異常等検査、乳幼児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査)	6-1	妊婦や乳幼児の疾病または異常の発見および防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の定期的な健診の機会を提供する。 (妊娠健康診査、先天性代謝異常等検査、乳幼児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査)	①妊娠健康診査受診率 ②3歳児健康診査受診率	①96.7% ②96.4%	①96.8% ②100.4%	①99.2% ②93.9%	①98.4% ②94.5%	A 効果的効率的な健診受診割合や、電子母子手帳アプリケーションを用いた事業周知とともに、健診結果に応じたタイミングで支援を行う等、事業を推進する。
53207	妊婦や乳幼児の疾病的発見及び防止を図り、健康を保持増進させるため、妊婦、乳幼児の健診機会を提供します。	6-2	①1歳6か月児歯科健康診査 ②3歳児歯科健康診査 ③1歳6か月児フッ化物塗布 ④3歳児フッ化物塗布 ⑤親子歯科検診 ⑥4・5歳児歯科検診 ⑦妊娠婦歯科健診	①71.6% ②68.4% ③93.7% ④76.4% ⑤13.4% ⑥97.3% ⑦27.0%	①73.6% ②72.5% ③95.8% ④96.2% ⑤14.5% ⑥97.3% ⑦29.3%	①75.8% ②73.5% ③96.9% ④91.7% ⑤13.9% ⑥96.5% ⑦34.0%	①75.3% ②70.5% ③97.1% ④94.9% ⑤20.2% ⑥96.5% ⑦38.4%	①77.3% ②70.5% ③97.1% ④94.9% ⑤20.2% ⑥96.5% ⑦38.4%	A 1歳6か月児、3歳児歯科健診の未受診者には受診券ハガキを送付する等、引き続き受診率の増加に努める。
7	母親が安心して出産できるよう、産科連携体制を維持し、医師を実施します。	7	周産期母子医療センター等4病院を中核とした産科連携体制を維持する。 具体的には、分娩を行ふ病院が減少している状況に適切に対応するため、①ハイリスク分娩を行う病院群、②通常分娩を行う病院、診療所群、③妊婦診査群、④妊娠診断のみを行う病院群、⑤産科連携群など役割分担する基幹病院群は以下のとおり。 ○総合周産期母子医療センター2か所(市立医療センター、産業医大学病院) ○地域周産期母子医療センター2か所(国立病院機構小倉医療センター、JCHO九州病院) また、市医師会が主催する後期臨床医研修や周産期医療修業(産婦人科医としての講習等)へ補助を実施し、医師確保の支援を行う。	実施	実施	実施	実施	実施	A 今後も引き続き周産期医療体制を維持するため、市医師会等関係者との連携を行うとともに、医師確保策として一定の成果を上げている事業への補助を実施する。

女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

(3) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

具体的な政策（3） 生涯を通じた女性の健康の保持・増進		事業・取組概要
取組内容	技番	
男女共同参画センター」で更年期女性や健康介護士による正しい理解を促進する	1 心と身体の健康を家族や職場など日常生活等で開拓する	心と身体の健康を家族や職場など日常生活等で開拓する

		<p>「性特有の子宮頸がん、乳がん等の早期発見、早期治療のため、がん検診等の受診を促進します。</p> <p>2 各種がん検診や基本(若者)健診等の受診促進を図り、がんや生活習慣病などの疾患の予防、早期発見、早期治療を推進する。</p>

No.	取組内容	事業・取組概要	実施内容	今後の取組（課題や見直し）	局名
項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
3-1	介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレット作成やホームページ運営等の情報発信を行うほか、講演会や相談会等の開催および介護予防教室を実施する。	①講演会や出張講座の件数 ②介護予防教室実施回数 ③健康づくり推進員活動件数	①80件 ②296回 ③7,541件	①33件 ②396回 ③721件	①48件 ②396回 ③721件
3-2	40歳から64歳の市民を対象に、生活習慣病の予防及び健けさき等の介護を要する状態となることの予防、その他健けさき等についての正しい知識の普及を図ることも「自らが守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康保持・増進に資することを目的に壮年期以降に罹患しやすい疾病の予防等のために指導及び教育を行う。	①健けさき等の予防、その他の健けさき等についての普及啓発回数 ②参加延べ人数	①1,912回 ②14,933人	①1,369回 ②7,129人	①1,307回 ②4,898人
3-3	①食生活相談などの食事について、自由に相談できる場として各区役所にて個別相談を開催する。 ②減塩普及講習会	①実施回数、参加者数 ②実施回数、参加者数	①90回、 212人 ②20回、 3950人	①47回、 57人 ②講習会 個別説明方式:199回、 199人	①1,387回 ②8,066人
3-4	①65歳以上を対象に、「食べること」を通じて低栄養状態を予防するため、講話や個別相談、実習形式の講座を開催し、正しい知識と技術の普及や啓発を図る。 ②食生活改善推進員が地域高齢者宅を訪問し、食に関する状況確認、助言を行い低栄養予防の普及啓発を図る。	①元気で長生き食卓相談 ②おいしく食べて元気もりもり教室 ③シニア料理教室 ④学童ラボ事業 ⑤食生活改善推進員などによる訪問事業	①63回 2,676人 ②195回 5,924人 ③95回 4,689人 ④19回 2,006人 ⑤43校区 261人	①143回 1,127人 ②78回 963人 ③17回 293人 ④15回 309人 ⑤44校区 264人	①143回 1,127人 ②138回 1,597人 ③20回 60人 ④20回 1,944人 ⑤44校区 264人
3-5	40歳から64歳の市民を対象に家庭における健康管理が継続できるため、心・身の健康に対する個別の相談に応じ、適切な生活習慣の維持・増進のために保健師や栄養士等が必要な助言、指導を実施する。	①健康相談回数 ②参加延べ人数	①5,244回 ②20,222人	①2,885回 ②5,407人	①13,920回 ②5,891人
3-6	市民センターを拠点として、市民が主体となる地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり協議会が健けさき等の取組員の会、食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により実施する。	実施まちづくり協議会 団体数	129団体	129団体	133団体
3-7	生涯を通じた健康づくりのため、専門職による健康相談の実施や健けさき等の支援、運動器・口腔機能等の向上の取組をする。65歳以上を対象とする。	①健けさき等の各種事業を実施します。	53,933	①健けさき等の各種事業を実施します。	地域の健康課題に沿った取り組みを実施する。
3-8	・受診促進の取組 ・受診後の適切なフォローフォローモードの充実	①特定健診受診率 ②特定保健指導実施率（特定保健指導実施率は常に政令令の上位に位置していると同時に、特定保健指導非対象者への保健指導等、健診後のフォローモードを充実させている。）	①94.2% ②25.4%	①33.5% ②18.9%	①34.2% ②20.2%

特瓦健診受診率は新型コロナワイルス感染症の警報を受け低下したもののみの値であるが、最も受診率の高い高かつたH30年度まで戻つてない、特定保健指導も同様である。特に受診率の低い若い世代への実施率を進めめる。
また特定保健指導実施率については、ITの活用等を通して実施率の向上を図る。

※実施内閣[1][2]については令和6年11月ごく確定

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要			実施内容						今後の取組(課題や見直し)	局名
			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進歩				
53303	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康新規事業の各種事業を実施します。	3-9	①歯周病(歯周疾患)検診の実施 ②歯周病セルフチェックカード、糖尿病と歯周病の関係についてのリーフレットを配布するなど、歯周病予防に関する啓発活動の実施	①歯周病(歯周疾患)検診の受診率 ②リーフレットの配布	①5.5% ②2,000枚	①5.6% ②2,000枚	①5.6% ②配布しない 切り札R3は配布なし	①6.0% ②配布しない 切り札R3は配布している)	①5.6% ②20,000枚	A	歯周病検診の対象者を若年層に拡大するとともに、歯周病と糖尿病等の生活習慣病との関連等について、引き続き普及啓発等を実施します。	保健福祉局	
53304	健康・体力づくりのためのスポーツイベントの開催や、日頃運動をする機会が少ない女性を対象とした体操教室開催等、健康増進や体力向上を図ります。	4	スポーツを通じて健康・体力づくり、ストレス解消、生きかいでく等を達めるために、スポーツイベント等を開催するとともに、市民の各スポーツ施設の活用を促進する。このことにより、健康増進や体力向上を図る。	①生涯スポーツ振興事業 ②北九州市民スポーツ大会	①14,931人 ②61競技 計30,139人 ※男女計延べ人数	①428人 ②41競技 計14,816人 ※男女計延べ人数	①262人 ②34競技 計18,064人 ※男女計延べ人数	①1,867人 ②60競技 計23,525人 ※男女計延べ人数	①2,639人 ②62競技 計26,048人 ※男女計延べ人数	B	①「誰もが気軽にスポーツに親しめる環境づくり」を推進するためには、生涯スポーツの普及・振興など、幅広く地域住民が自主的にスポーツの場や機会を開拓していくよう、様々な団体と連携を取り組み実施に努める。 ②スポーツクラブの形成・定着を図るために、スポーツ振興計画で目標として掲げているスポーツ実施率65%以上を実現できるよう関係団体と連携し、実施に取り組む。	都市市営局	
柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現			実施内容						進歩	今後の取組(課題や見直し)			局名
施策の方向 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援			項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進歩	今後の取組(課題や見直し)			局名
具体的な政策 (1) 高齢者、障害者、ひとり親、外国人の女性等が安心して暮らせるための相談の実施			事業・取組概要	事業・取組概要	事業・取組概要	事業・取組概要	事業・取組概要	事業・取組概要	進歩	今後の取組(課題や見直し)			局名
54101	地域包括支援センターを中心とした高齢者や障害のある人に分かりやすく、総合相談システムを構築します。	1	高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。 (地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の構築)	地域包括支援センターの利用状況 ①来所 ②訪問 ③電話 ④計	①18,748件 ②51,283件 ③136,469件 ④206,500件	①16,831件 ②42,950件 ③155,348件 ④215,329件	①17,914件 ②45,951件 ③152,177件 ④216,042件	①18,441件 ②47,316件 ③156,725件 ④222,482件	①17,884件 ②46,125件 ③154,710件 ④218,699件	B	複合的な問題(認知症、精神疾患、8050問題等)が重なった状態を抱えている場合は、相談者が長期化する傾向にあるとともに、地域ケア会議や研修会を充実させ、地域包括支援センター職員のスキルアップを図る。 また、引き続きまちかど介護相談室を活用し、士官ケア等の問題に対応する。	保健福祉局	
54102	高齢者の相談に対して、地域包括支援センター等が関係機関と連携して対応します。	2	地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等と連携して対応します。	主な連携先 ①地域包括支援センター・統括支援センター ②ケアマネジャー・サービス事業者等 ③医療機関等 ④民生委員等 ⑤法律関係者 ⑥警察	①32,435件 ②57,032件 ③10,802件 ④1,934件 ⑤1,615件 ⑥668件	①32,822件 ②56,470件 ③10,624件 ④1,798件 ⑤1,388件 ⑥676件	①33,382件 ②58,766件 ③10,805件 ④21,214件 ⑤1,097件 ⑥646件	①37,429件 ②58,766件 ③10,805件 ④21,214件 ⑤788件 ⑥646件	①24,859件 ②54,732件 ③10,805件 ④21,214件 ⑤788件 ⑥1,007件 ⑦1,058件 ⑧887件	B	地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の核として様々な関係機関と連携している。特に、虐待等の困難事例については、方針決定や処遇など迅速な判断が必要となるため、さらなる連携の強化に努める。	保健福祉局	
54103	ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講習等を実施します。	3	ひとり親家庭等を支援するため、必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。 その他各種研修会や懇親会等を実施します。	母子・父子福祉センター利用者	10,446人	9,059人	9,899人	10,245人	10,201人	A	周知を徹底し、より多くの継続的な利用者の確保及び、新規利用者への周知・利用促進を行う。 子ども家庭局		

三

困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援
方向 4

(1) 高齢者、障害者、ひとり親、外国人の女性等が安心して暮らせるための相談の実施

取組内容	枝番	事業・取組概要
	1	<p>高齢者や障害のある人及びその家族に対する介護支援などのサービスの充実を図る。 (地域包括支援センターを中心とした総合相談体制の構築)</p>

54102	<p>高齢者の相談にに対して、地域包括支援センター等が関係機関と連携して対応します。</p> <p>2 地域包括支援センターを中心とした、地域団体、医療機関、警察、法律関係等と連携して対応する。</p>
-------	---

		ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。
54103	3	ひとり親家庭や事婦の生活上の悩みや相談を受けたり、仕事のために必要な知識や技能を身につけるための講座等を無料で実施する。その他各種研修会や催し等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定、福祉の向上を目指す。

No.	取組内容	枝番	事業・取組概要	項目	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	進歩	今後の取組（課題や見直し）	局名
4 54104	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、以下とおり実施する。 ①外国人市民を対象とした専門家による無料相談窓口や、日常生活レベルでの悩みを相談できる一般相談窓口の開設 ②区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣 ③交流や講座等を通じた国際理解・多文化共生への理解促進		①無料入国・在留・国籍手続相談会の開催（県行政書士会との共催） ②無料法律相談会の開催（県弁護士会北九州部会との共催） ③無料心理カウンセリングの開催（臨床心理士） ④日本語、英語、中国語・韓国語・オランダ語による外国人一般相談窓口の設置（相談件数）※窓口設置場所：八幡西区コムティ、小倉北区役所 ⑤行政・医療通訳の個別派遣（通訳件数） ⑥外国人支援関係機関連絡会議の開催 ⑦国際交流員等の小学校や市民センター等への派遣 ⑧国際理解教育講座 外国人市民等を講師として、小・中学校や市民センターに派遣	①13件 ②13件 ③5件 ④1,395件 ⑤195件 ⑥2回 ⑦10件 ⑧実施	①37件 ②10件 ③0件 ④1,140件 ⑤148件 ⑥2回 ⑦3件 ⑧実施	①44件 ②13件 ③3件 ④1,201件 ⑤191件 ⑥2回 ⑦4件 ⑧実施	①38件 ②16件 ③2件 ④1,140件 ⑤148件 ⑥2回 ⑦3件 ⑧実施	①54件 ②16件 ③0件 ④1,140件 ⑤196件 ⑥206件 ⑦54件 ⑧実施	B	外国人市民が生活するまでの情報提供や相談に多言語で一元的に応える窓口である「北九州市多文化共生ワンストップインフォメーションセンター」を中心に、行政書士会、弁護士会などによる専門家相談、行政及び医療通証等を実施している。令和5年度は、電話やメール、対面での対応を実施したほか、多面的かつ継続的な支援を必要とする相談に応じては、社会福祉士の資格と外国人を支援する知識・経験を持つ「多文化ソーシャルワーカー」が関係機関と連携し、相談者に寄り添った長期的なフォローを実施した。 今後も引き続き、きめ細やかな対応によって事業を推進していくとともに、令和6年度は、ワンストップフォーメーションのある八幡西区・小倉北区以外の区役所でも北九州国際交流協会の相談窓口を知つてもらうため、他区役所等でのオンライン相談を検討する。	政策局	
5 54105	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。(曳揚)	5	No.51203の再掲		No.51203の再掲							保健福祉局
6 54106	介護職員初任者研修を終了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を開係機関につつなぐなど、安心感の向上を図ります。	5	No.51203の再掲		No.51203の再掲							子ども家庭局
												消防局

柱V 女性に対する暴力の根絶など安心して暮らせる社会の実現

困難を抱えた女性等が安心した暮らしが支擇

4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援

具体的な政策 (2) 多様な性のあり方への理解の促進

《資料》

北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例

平成14年3月28日条例第16号
改正 平成14年6月24日条例第54号

北九州市は、市民一人ひとりの人権が尊重され、安心して暮らすことができるまちづくりを進めている。これまで、多くの市民と協力しながら、男女平等の促進、女性の社会参画の支援、アジア地域との女性の地位向上に関する相互協力など北九州市の実情に応じた様々な取組を行ってきた。

しかしながら、男女の人権が尊重される社会を実現するには、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の急速な進展など北九州市の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力あるまちづくりを進める上で、男女が、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分発揮することができる社会の実現が求められている。

このような状況の中、男女が社会のあらゆる分野に共に参画し、共に喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の形成は、市政の重要課題である。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、その実現に向けての基本理念を明らかにするとともにその方向性を示し、市民、事業者と協力しながら、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人の尊重及び法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり男女の 人権が尊重される社会を実現すること並びに少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応できる豊 かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理 念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成 の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計 画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、 社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること をいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内にお いて、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別に よる差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその

- 他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 2 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女 共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画社会の形成は、男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画社会の形成の推進が国際社会における男女共同参画社会の形成に関する取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な相互協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画社会の形成に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画社会の形成の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女が、職業生活と家庭生活とを両立して行うことができるようにするための支援を行う等男女共同参画社会の形成の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に関し、市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(人権侵害行為の禁止)

第7条 何人も、性別による差別的取扱い、配偶者等に対する暴力、セクシュアルハラスメント（性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境

を害することをいう。) その他男女間において相手方に身体的又は精神的苦痛を与える行為が人権を侵害する行為であることを認識し、これを行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的に講すべき男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならぬ。

4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならぬ。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならぬ。

(市民の理解を深めるための措置)

第10条 市は、広報活動等を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、基本理念に関する市民の理解を深めるため、学校教育、社会教育その他の教育活動にかかる者に対して適切な支援を行うものとする。

(相談)

第11条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における市民からの相談を処理するため、関係機関と連携して、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(国際的な協力のための措置)

第13条 市は、アジアの地域をはじめとする海外の地域との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、国際社会における男女共同参画社会の形成と貧困、人口、開発等の問題とが密接に関連していることを考慮して、これを行うものとする。

(市民及び民間の団体に対する支援)

第14条 市は、市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画センター)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画社会の形成の推進に関する取組の拠点となる施設として、男女共同参画センターを設けるものとする。

(年次報告)

第16条 市長は、毎年、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章 北九州市男女共同参画審議会

第17条 市に北九州市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議し、及び意見を述べること。
- (2) 男女共同参画基本計画に基づき市が実施する男女共同参画社会の形成の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、委員25人以内で組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

6 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係機関の代表者、市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

7 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員は、再任されることができる。

9 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成14年北九州市条例第16号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(任期の特例)

付 則（平成14年北九州市条例第54号）

この条例は、平成14年6月24日から施行する。

第12期北九州市男女共同参画審議会委員名簿

(任期:~令和8年3月31日)

	氏名	所属等	
1	いとう 幸祐 伊藤 幸祐	福岡県警察本部 生活安全部 人身安全対策課 管理官	
2	おおこうち 哲子 大河内 哲子	北九州市女性団体連絡会議 会長	
3	おおぶち 晶博 大淵 晶博	市民委員	
4	さとむら 勉 里村 勉	北九州商工会議所事務局長	
5	しもだ やすな 下田 泰奈	北九州市立大学 地域戦略研究所 特任研究員	
6	たまい としお 玉井 利生	日鉄ケミカル&マテリアル労働組合 組合長	
7	たまる のりこ 田丸 陸子	北九州市立大蔵中学校 校長	
8	なむら ともみ 名村 知美	株式会社安川電機 総務・リスクマネジメント本部 総務部	
9	のより ともこ 野依 智子	福岡女子大学 国際文理学部 教授	
10	はまにし ななこ 濱西 菜々子	市民委員	
11	ひろしげ じゅんり 廣重 純理	弁護士	
12	ふるいち よしひろ 古市 嘉寛	福岡労働局 雇用環境・均等部 指導課長	
13	ますお みえこ 榎尾 美栄子	北九州市立男女共同参画センター 所長	
14	やすこうち けいこ 安河内 恵子	九州工業大学 名誉教授	会長
15	ゆあさ はるみち 湯淺 墓道	明治大学 専門職大学院ガバナンス研究科 教授	副会長
16	よこやま たかひろ 横山 隆宏	日本放送協会北九州放送局 コンテンツセンター長	
17	わたなべ きょうこ 渡辺 恭子	北九州市医師会理事	

(50音順、令和6年8月時点)

**第4次北九州市男女共同参画基本計画
令和5年度実施状況報告書**

令和6年11月

発行 北九州市総務市民局女性の輝く社会推進室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 (093) 582-2405

FAX (093) 582-2624